

佐賀県地域防災計画

第4編 原子力災害対策

令和6年3月26日 修正版

佐賀県防災会議

目 次

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要	2
第5節	災害の想定	4
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	4

第2章 災害予防対策

第1節	基本方針	1 2
第2節	原子力事業者の防災業務計画の作成等	1 2
第3節	立入検査と報告の徴収	1 2
第4節	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	1 3
第5節	情報の収集、連絡体制等の整備	1 3
第6節	組織体制等の整備	1 6
第7節	緊急時モニタリング体制の整備	1 8
第8節	広域防災体制の整備	1 9
第9節	避難収容活動体制の整備	2 1
第10節	原子力災害時における医療体制の整備	2 4
第11節	学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等	2 6
第12節	行政機関、学校等の退避計画及び業務継続計画の策定	2 7
第13節	飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	2 8
第14節	緊急輸送活動体制の整備	2 8
第15節	救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備	2 9
第16節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	3 0
第17節	原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	3 1
第18節	緊急事態応急対策に従事する者の人材育成	3 1
第19節	防災訓練の実施	3 2
第20節	原子力発電所等上空の飛行規制	3 3
第21節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	3 3

第3章 災害応急対策

第1節	基本方針	3 5
第2節	通報連絡、情報収集活動	3 5
第3節	活動体制の確立	4 4

第4節	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	64
第5節	緊急時モニタリング活動	65
第6節	避難、屋内退避等の防護措置	67
第7節	医療活動等	74
第8節	学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等	77
第9節	行政機関、学校等の退避	78
第10節	治安の確保及び火災の予防	79
第11節	飲料水、飲食物の摂取制限等	79
第12節	緊急輸送活動	81
第13節	救助・救急及び消火活動	83
第14節	住民等への的確な情報伝達活動	84
第15節	文教対策計画	88
第16節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	90
第17節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	91
第4章	災害復旧対策	
第1節	基本方針	94
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	94
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	94
第4節	職員の派遣要請	94
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	95
第6節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	95
第7節	各種制限措置の解除	96
第8節	復旧に向けた環境放射線モニタリング	96
第9節	災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等	96
第10節	風評被害等の影響の軽減	97
第11節	被災中小企業等に対する支援	97
第12節	心身の健康相談活動	98
第13節	物価の監視	98
第5章	複合災害対策	
第1節	総則	99
第2節	災害予防対策計画	99
第3節	災害応急対策計画	100
第4節	復旧対策	117

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日改正）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。

県及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

2 佐賀県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「佐賀県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「佐賀県地域防災計画（第2編風水害対策、第3編地震・津波対策）」によるものとする。

3 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県地域防災計画と整合性を図るとともに、必要な事項については、各市町において具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

4 原子力事業者防災業務計画との関係

原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正するに当たっては、この計画との整合性を図るとともに、必要な事項については、具体的な計画を定めておくものとする。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、防災対策に万全を期すものとする。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、本県においては以下のとおりとする。

1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、原子力災害対策指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を玄海原子力発電所からおおむね半径5kmの円内を含む以下の地域とする。

対象地域	
玄海町	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藪地区、仮屋地区、石田地区
唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区、うしお台地区）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定めるEALに基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

緊急事態区分の概要

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者（※）の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※ 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であつて、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。

2 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。）及びUPZにおける防護措置の概要

UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）に基づき緊急防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域とする。

対象地域	
玄海町	PAZを除く全域
唐津市	PAZを除く全域
伊万里市	全域

なお、玄海原子力発電所1号機及び2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月及び令和2年12月の冷却告示において定められている。

この告示により、1号機及び2号機における原子力災害対策重点区域は発電所から概ね5kmの円内がUPZとなり、3号機及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定めるOILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、UPZ外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施するものとする。

3 地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町等

地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町は、PAZ又はUPZの範囲に含まれる玄海町及び関係周辺市とする。

なお、玄海町及び関係周辺市以外の市町（以下「その他市町」という。）においても、緊急時モニタリング及び必要な情報伝達等の対策を行うこととし、また、避難者の受入を行うこととなることから、各市町における地域防災計画の適切な箇所に緊急時モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受入等に係る事項を記載するものとする。

第5節 災害の想定

県は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、避難計画策定市町、その他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、佐賀県地域防災計画第1編総則第2章第2節に定める「処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。加えて、特に原子力防災に関する事項について記載すべき事項については、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

所 掌 事 項
(1) 原子力防災体制の整備に関する事
(2) 通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事
(3) 緊急時モニタリング施設及び体制の整備に関する事
(4) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事
(5) 環境条件の把握に関する事
(6) 原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事
(7) 教育及び訓練の実施に関する事
(8) 事故発生時における国、市町等との連絡調整に関する事
(9) 国等から派遣される専門家等の受入及び調整に関する事
(10) 自衛隊の災害派遣に関する事
(11) 他の都道府県との相互応援に関する事
(12) 災害に関する情報収集及び伝達に関する事
(13) 緊急時モニタリングの実施に関する事
(14) 市町長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示・助言に関する事
(15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関する事
(16) 被ばく者の診断及び措置に関する事
(17) 行政機関、学校等の退避に関する事
(18) 市町長に対する汚染飲食物の摂取制限の指示等に関する事
(19) 市町長に対する汚染農林水産物等の出荷制限の指示等に関する事
(20) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事
(21) 要配慮者対策に関する事
(22) 災害時の文教対策に関する事
(23) 放射性物質による汚染の除去に関する事
(24) 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事
(25) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示に関する事
(26) 風評被害等の影響の軽減に関する事
(27) その他災害対策に必要な措置に関する事

2 県警察

所 掌 事 項
(1) 住民等の退避及び避難誘導に関する事
(2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備に関する事
(3) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
(4) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
(5) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
(6) 警察災害派遣隊等に関する事

3 市町

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 全市町共通	ア 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関すること イ 教育及び訓練の実施に関すること ウ 他の市町との相互応援に関すること エ 事故発生時における国、県等との連絡調整に関すること オ 災害に関する情報収集、伝達及び広報に関すること カ 緊急時モニタリングへの協力に関すること キ 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関すること ク 行政機関、学校等の退避に関すること ケ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること コ 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること シ 要配慮者対策に関すること ス 汚染飲食物の摂取制限に関すること セ 汚染農林水産物等の出荷制限等に関すること ソ 文教対策に関すること タ 放射性物質による汚染の除去に関すること チ 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること ツ 各種制限措置の解除に関すること テ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること ト 風評被害等の影響の軽減に関すること ナ その他災害対策に必要な措置に関すること
(2) 玄海町、関係周辺市	ア 原子力防災体制の整備に関すること イ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること ウ 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること エ 環境条件の把握に関すること
(3) その他市町	ア (2)の市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること

4 消防機関

機 関 名	所 掌 事 項
玄海町、関係周辺市を管轄する消防機関	(1) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助に関すること (2) 一般傷病者の救急看護に関すること (3) 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること (4) 避難等の誘導に係る資料の整備に関すること (5) 防護対策を講ずべき地域の消防対策に関すること

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊等の運用及び広域応援の指導調整に関すること イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア 災害時の財政金融、国有財産の管理及び調整に関すること
(3) 九州厚生局	ア 関係職員の現地派遣に関すること イ 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整、被災傷病者の収容・治療の要請に関すること
(4) 九州農政局	ア 災害時の農地、農業用施設、家畜・家きん、農畜水産物等に関する状況の把握及び安全性確認のための指導に関すること イ 応急用食料等の確保等に関する指導に関すること ウ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導に関すること エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導に関すること オ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 林野、林産物の状況の把握に関すること
(6) 九州経済産業局	ア 災害時の物価安定対策に関すること イ 被災商工業者への支援に関すること ウ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
(7) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐 津庁舎)	ア 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(8) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(9) 第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部)	ア 災害時における船舶の退避及び立入制限の措置に関すること イ 緊急時海上モニタリングの支援に関すること ウ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること エ 海上における救急・救助活動の実施に関すること
(10) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること イ 緊急モニタリング本部への支援に関すること
(11) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること

機 関 名	所 掌 事 項
(12)佐賀労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること イ 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること
(13)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 筑後川河川事務 所)	ア 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること イ 交通規制及び輸送路の確保に関すること

6 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 陸上自衛隊 西部方面隊	ア 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること イ 住民の避難等における陸上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(2) 海上自衛隊 佐世保地方隊	ア 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援に関すること イ 住民の避難等における海上輸送支援に関すること ウ その他災害応急対策の支援に関すること
(3) 航空自衛隊 西部航空方面隊	ア その他災害応急対策の支援に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 西日本電信電話 株式会社 (佐賀 支店)	ア 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社NTT ドコモ (佐賀支 店)	
(3) KDDI株式会 社	
(4) ソフトバンク株式 会社	
(5) 楽天モバイル株 式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀 事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア 災害時における医療救護等の実施に関すること
(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること

機 関 名	所 掌 事 項
(9) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所)	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(10)九州旅客鉄道株式会社	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(11)日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(12)日本通運株式会社(佐賀支店)	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13)日本郵便株式会社 (佐賀中央郵便局)	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 公益社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(3) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(4) 株式会社エフエム佐賀	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること
(5) 株式会社サガテレビ	
(6) 長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局	
(7) 一般社団法人佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(8) 公益社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援

機 関 名	所 掌 事 項
(9) 一般社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(10) 一般社団法人佐賀県薬剤師会	
(11) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(2) 商工会議所、商工会	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 佐賀大学医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(4) 病院等医療施設の管理者	
(5) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(6) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること イ 災害時における文教対策の実施に関すること
(7) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

10 原子力事業者

機 関 名	所 掌 事 項
九州電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所の災害予防に関する事 (2) 原子力発電所の防災体制の整備に関する事 (3) 緊急時の応急対策活動体制の整備に関する事 (4) 通信連絡施設及び通信連絡体制の整備に関する事 (5) 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 (6) 緊急時モニタリング設備及び機器類の整備に関する事 (7) 教育及び訓練の実施に関する事 (8) 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関する事 (9) 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡に関する事 (10) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供に関する事 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策に関する事 (12) 緊急時モニタリングの実施に関する事 (13) 県、関係市町、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関する事 (14) 原子力災害医療措置の実施のための協力に関する事 (15) 相談窓口の設置等災害復旧に関する事

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する災害予防体制の整備を中心に定める。

第2節 原子力事業者の防災業務計画の作成等

玄海町、関係周辺市、原子力事業者、
県（危機管理防災課、原子力安全対策課）

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、各種届出を行い、県は届出を受けた場合は関係周辺市に送付する。

1 原子力事業者防災業務計画の協議

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正する場合は、県及び玄海町と協議するものとする。

県及び玄海町は、県地域防災計画等との整合性を保つため、原子力事業者防災業務計画について協議するとともに、県は、関係周辺市から意見を聴取する。

2 原子力防災管理者の選任等の届出の関係周辺市への送付

県は、原子力事業者から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届出があった場合は、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第3節 立入検査と報告の徴収

玄海町、原子力事業者
県（危機管理防災課、原子力安全対策課）

県及び玄海町は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

1 立入検査等

県及び玄海町は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害対策のための措置が適切に行われているかどうかについて確認を行う。

2 身分証の携帯

立入検査を実施するにあたっては、県の職員は知事から、玄海町の職員は玄海町長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証を携帯して、立入検査を行う。

<p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p>	<p>国（原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）、玄海町、関係周辺市、 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター）</p>
--	---

1 県、玄海町及び関係周辺市は、原子力防災専門官と、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業者の防災対策に関する事項、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民への原子力防災に関する普及啓発、事故時の連絡体制などの緊急時の対応等について、平常時から密接な連携を図るものとする。

2 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備への協力、緊急時モニタリングの実施、緊急時モニタリングの対応に係る関係都道府県等他組織との連携等について、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

<p>第5節 情報の収集、連絡体制等の整備</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁、原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、非常通信連絡会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>
----------------------------------	---

県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 県及び関係機関相互の連携体制の確保

県、県警察、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、海上保安部、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、県は、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、情報の収集・連絡の方法についてあらかじめ定め、事業者、関係機関等に周知しておくものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、国、玄海町及び関係周辺市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の強化に努める。

(3) 情報の収集、連絡にあたる要員の指定

県、県警察、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海町、関係周辺市内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(4) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県、玄海町及び関係周辺市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が図られるよう情報のデータベース化等の推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料のオフサイトセンター等への備え付け

県、玄海町及び関係周辺市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、緊急時モニタリング等に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設及びオフサイトセンターに備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

ア 原子力事業所及び施設に関する資料

イ 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料

ウ 周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング等に関する資料

エ 防災資機材の配備状況等に関する資料

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

カ 避難に関する資料

原子力事業者は、防災対策上必要な資料を提供するものとする。

3 通信手段の確保

県、国、玄海町及び関係周辺市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等の整備を行うとともに、操作方法等の習熟、保守点検の実施等により、円滑な運用が図られるよう努める。また、通信事業者への移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整に努める。

(1) 専用回線網の整備

ア 県と国、玄海町、関係周辺市との間の専用回線網

県及び原子力規制委員会、内閣府は、緊急時における県と国並びに県と玄海町及び関係周辺市との間の通信体制を充実、強化するため、専用回線網の整備、維持に努める。

イ オフサイトセンターとの間の専用回線網

県及び原子力規制委員会、内閣府は、オフサイトセンターと県、玄海町及び関係周辺市との間に通信連絡のための専用回線網の整備、維持に努める。

ウ 原子力事業者の通報連絡網

原子力事業者は、県、玄海町、関係周辺市及びオフサイトセンターの間に、通報連絡のための電話連絡網の整備、維持に努める。

(2) 市町村防災行政無線

玄海町及び関係周辺市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市町村防災行政無線の整備を推進する。

(3) 通信手段、経路の多様化

ア 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるものとする。

ウ 多様な情報収集、伝達システム

県及び県警察は、被災現場の状況を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システム等の整備及び円滑な活用を図られるよう努める。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

県、玄海町及び関係周辺市は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社を含む。以下本編において同じ。）から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図られるよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

オ 非常通信連絡会との連携

県、玄海町及び関係周辺市は、佐賀地区非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

カ 移動通信系

県、玄海町、関係周辺市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、MCA無線、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

キ 通信輻輳の防止

県は、玄海町、関係周辺市及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ関係機関の間で非常時における運用方法について十分な調整に努めるものとする。

ク 電源喪失時の対応

県、玄海町及び関係周辺市は、庁舎が停電した場合に備え、バッテリー内蔵の衛星携帯電話や、黒電話（電源不要）の活用が円滑に図られるよう努める。

(4) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

(5) 災害用伝言サービスの活用促進

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第6節 組織体制等の整備	国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)関係所属、関係各課）
---------------------	---

県、国、玄海町、関係周辺市及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめマニュアルを整備するなど必要な体制を整備しておくものとする。

1 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢を取るために必要な体制

県、玄海町及び関係周辺市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態の通報を受けた場合又は県災害警戒対策本部等を設置した場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、災害対策のための警戒態勢に関するマニュアルの整備など必要な体制の整備に努める。

その他防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行うために必要な体制を整備する。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県及び原子力事業者は、警戒事態の通報を受けた場合又は県が災害警戒対策本部を設置した場合に、直ちに原子力防災専門官、関係周辺県、玄海町及び関係周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備しておくものとする。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、国がオフサイトセンターにおいて開催する国現地事故対策連絡会議への派遣要請に対し、迅速に職員を派遣するため、あらかじめ派遣する職員を指定しておくものとする。

2 災害対策本部体制の整備

県、玄海町及び関係周辺市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は知事若しくは玄海町長又は関係周辺市長がその必要を認めた場合において、災害対策本部を迅速に設置、運営するため、設置場所、組織、所掌事務、職員の参集体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、現地災害対策本部の設置、運営について、あらかじめ定めておくものとする。

また、県、玄海町及び関係周辺市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、判断の遅滞

がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 原子力災害合同対策協議会等のオフサイトセンターにおける体制の整備

(1) 原子力災害合同対策協議会等の組織体制

県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織するための体制を整備しておくものとする。

(2) 合同対策協議会への要員配置

県及び県警察は、合同対策協議会の機能別に分けた対策班（以下「オフサイトセンター機能班」という。）に、要員を配置し、緊急時モニタリングや医療等の活動、住民の屋内退避や避難状況の把握等を行うための体制を整備しておくものとする。

(3) 派遣職員等

県、県警察、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、オフサイトセンターにおいて防災対策に従事する職員、派遣方法及びその役割等について、あらかじめ定めておくものとする。

4 職員のバックアップ体制

県は、危機管理防災課〔総括対策部〕、原子力安全対策課〔総括対策部〕など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、災害対策本部の各対策部に含まれていない所属（各種委員会事務局（教育委員会を除く。）及び議会事務局）の職員及び所属の人数が災害対策業務や業務継続計画（BCP）において災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられる業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう体制を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

5 長期化に備えた動員体制の整備

県、国、玄海町、関係周辺市及びその他防災関係機関は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

6 オフサイトセンターの整備

県は、国と連携してオフサイトセンターを整備し、平常時から訓練等に活用する。

県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用できない場合において、佐賀県庁及び長崎県庁を代替オフサイトセンターとして活用することとし、県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

<p>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</p>	<p>国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）</p>
----------------------------------	---

1 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。

2 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時における原子力施設からの放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

3 体制の整備

県は、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、関係隣接県、原子力事業者及び関係指定公共団体等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、県内全域に係る緊急時モニタリング体制の整備を図る。

4 緊急時モニタリングセンター

警戒事態発生後、県は、緊急モニタリング本部を設置し、原子力事業者等と協力して緊急時モニタリングの準備を開始する。

施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会が緊急時モニタリングセンターを設置する。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

5 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

6 緊急時モニタリング資機材の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、電子線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備、維持するとともに、その操作の習熟に努める。

7 緊急時モニタリング要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

また、県は、オフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンターの要員を受け入れるための受入体制を確保する。

8 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

9 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

<p>第8節 広域防災体制の整備</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、防災航空センター）</p>
-----------------------------	---

県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

1 防災関係機関相互の情報交換

県は、平常時から原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、原子力施設が立地する道府県（以下「関係道府県」という。）、九州・山口の各県、玄海町、関係周辺市、自衛隊、県警察、消防機関、海上保安庁、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

2 広域的な応援協力体制の整備

(1) 広域的な応援協力体制の整備

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「避難住民、車両、家庭動物、携行物品等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請及び他の都道府県からの応援要請への対

応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

また、県は、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。

更に、県は、原子力事業者の協力の内容等に関して、あらかじめ必要な調整を行うほか、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定の締結に努める。

また、玄海町、関係周辺市は、原子力事業者の協力の内容等に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

原子力事業者は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の原子力事業者との応援協定の締結を図る。また、県及び玄海町、関係周辺市への協力に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

(2) 福岡県、長崎県との連携体制の整備

県は、災害対策を連携して講ずべき、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」を有する福岡県・長崎県と平時から緊密に連携し、連絡調整を図る。

3 警察災害派遣隊等の受入体制の整備

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊等の受入体制などの整備を図る。

4 緊急消防援助隊の受入体制の整備

県は、消防庁と協力し、消防相互応援体制の整備促進に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順の整備に努める。

消防機関は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡方法の整備に努める。

5 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

玄海町、関係周辺市は、以下の手続きが迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくなど必要な体制を整備する。

- (1) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求
- (2) 派遣要請先に対する要請の要求をした旨及び災害の状況の通知
- (3) 派遣要請先に対する要請の要求ができない旨及び災害の状況等の通知

6 専門家の派遣要請手続の整備

県、玄海町及び関係周辺市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合又は災害警戒本部等を設置した場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きを、あらかじめ定めておくものとする。

7 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備

県は、原子力災害時における医療体制の充実を図るため、長崎大学等の原子力災害医療・総合支援センターへの原子力災害医療派遣チームの派遣要請手順についてあらかじめ定めるとともに、受入体制を整備する。

8 ヘリコプターによる救助体制の整備

県は、原子力災害時に、事態の進展状況に応じてヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できるよう、航空消防防災体制の強化に努める。

<p>第9節 避難収容活動体制の整備</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、法務私学課、<u>多文化共生さが推進課</u>、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、教育総務課、学校教育課）</p>
-------------------------------	--

県、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、住民等の安全確保を図るため、平常時から屋内退避及び住民避難の場合における体制の整備に努める。

1 避難計画の策定

県は、玄海町及び関係周辺市に対し、原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県警察、海上保安部、原子力事業者及び県バス・タクシー協会の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について必要な協力を行う。

玄海町及び関係周辺市は、国、県、自衛隊、海上保安部、原子力事業者、県バス・タクシー協会及び関係機関の協力のもと、以下の点に配慮し、屋内退避及び避難誘導計画を策定するものとする。

- (1) P A Zについては、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難誘導計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難、緊急事態宣言発出時には直ちにP A Z内の住民等の避難等が可能な体制を構築するものとする。
- (2) U P Zについては、O I Lに基づく防護措置の実施に備え、避難誘導計画を策定するものとする。ただし、P A Zの住民避難等が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を実施すること

を原則とする。

- (3) 避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲外に確保する。
- (4) 個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。なお、県による調整が困難な場合においては、国に調整を要請するものとする。
- (5) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- (6) 円滑な避難のため、避難経路は可能な範囲で分散するよう努めるものとする。
- (7) 住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、単一の避難経路及び避難先をあらかじめ定める。ただし、避難先が放射性物質に汚染され、再移転が必要となる場合に備え、一定の住民を収容でき、再移転先とできる施設を複数確保しておくものとする。
- (8) P A Z 内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設として、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設を確保するよう努める。

2 指定避難所等の指定等

(1) 避難所

県は、玄海町、関係周辺市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。

玄海町、関係周辺市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所を避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

玄海町、関係周辺市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材

県は、玄海町、関係周辺市及び消防機関に、住民等の避難誘導に必要な資機材を整備するよう助言する。

県警察、玄海町、関係周辺市及び消防機関は、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

県、玄海町、関係周辺市及び消防機関は、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制

県は、玄海町、関係周辺市及び消防機関に、コンクリート屋内退避体制の整備について助言する。
玄海町及び関係周辺市は、国、県等と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

県は、玄海町及び関係周辺市に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、避難行動要支援者の全体計画等を整備するよう助言するとともに、情報伝達体制を整備するよう助言する。

また、県は、玄海町及び関係周辺市の要配慮者が避難先で支障なく生活できるよう、福祉避難所の整備及び福祉サービス等の確保に対し支援を行う。

玄海町及び関係周辺市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者の全体計画等を整備するとともに、避難行動要支援者の個人計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

(避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等)

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、玄海町及び関係周辺市に対し、避難のための立退きの指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備するよう助言する。

玄海町及び関係周辺市は、避難のための立退きの指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

5 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供することができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

6 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

市町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一次立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

7 指定避難所における避難方法等の周知

県は、玄海町及び関係周辺市に対し、指定避難所や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の避難行動を講ずべきことも留意するものとする。

また、その他市町に対し、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

県は、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

玄海町及び関係周辺市は、指定避難所における避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

その他市町は、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

<p>第 10 節 原子力災害時における医療体制の整備</p>	<p>玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）</p>
--	---

県は、国と協力し、原子力災害時における医療活動（以下「原子力災害医療」という。）を充実強化するため、放射線障害に対応する広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。この際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

県、消防機関、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等は、その役割に応じて医療活動に必要な資機材等の整備に努める。

1 原子力災害医療関係機関の定義

国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害関係機関としては、以下のとおりである。

(1) 原子力災害拠点病院

汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いの

ある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。

(2) 高度被ばく医療支援センター

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

(3) 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行うとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

(4) 原子力災害医療協力機関

原子力災害時において原子力災害拠点病院や県が行う原子力災害対策（被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住民等の被ばくや汚染に対する検査）への協力等を行う。

- ・ 医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構佐賀病院
- ・ 多久市立病院
- ・ 特定医療法人静便堂白石共立病院
- ・ 伊万里・有田地区医療福祉組合伊万里有田共立病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
- ・ 一般社団法人佐賀県放射線技師会

2 原子力災害医療対応マニュアルの普及・活用

県は、この計画に基づく詳細な原子力災害医療活動の手順を規定した「原子力災害医療対応マニュアル（令和5年3月改定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。

県は、原子力災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のあるマニュアルとなるよう努めるものとする。

3 原子力災害医療活動用資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

また、原子力災害医療関係機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、玄海町及び関係周辺市、医療機関等と連携して、P A Z内の住民及びU P Z内の住民等に対し事前配布を行うとともに、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

5 大学病院等との連携

県は、原子力災害時における医療を確保するため、あらかじめ大学病院、公的医療機関、県医師会等と協定を締結するなど連携の強化に努める。

6 広域災害・救急医療情報システムによる情報収集・伝達

県及び関係機関は、「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、災害時の医療活動に必要な情報を迅速かつ正確に収集・伝達する。

<p>第11節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等の避難計画等</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）・病院等医療機関・社会福祉施設（保育所等の第2種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。）・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、玄海町、関係周辺市、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、法務私学課、<u>多文化共生さが推進課</u>、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、教育総務課、学校教育課）</p>
--	---

1 学校等

(1) 避難計画の整備

P A Z 及び U P Z 内の学校等の管理者は、県、玄海町及び関係周辺市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

(2) 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

2 病院等医療機関

(1) 避難計画等の整備

P A Z 及び U P Z 内の病院等医療機関の管理者は、県、玄海町及び関係周辺市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、U P Z 外の避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

県は、病院等医療機関の避難に備え、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておく。

(2) 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

3 社会福祉施設

(1) 避難計画等の整備

P A Z 及び U P Z 内の社会福祉施設の管理者は、県、玄海町及び関係周辺市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、U P Z 外の避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

県は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行う。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、同種の施設やホテル等の民間施設等との協定締結等により施設利用者の受入先の確保に努めるよう助言するとともに、関係団体等の協力のもと、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

4 不特定多数が使用する特定施設等

P A Z 及び U P Z 区域内の不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、県、玄海町及び関係周辺市と連携し、原子力災害時に備え、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者等、避難誘導に係る計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮するよう努めるものとする。

5 指導の充実

県、玄海町及び関係周辺市は、学校等、病院等、社会福祉施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。

<p>第 12 節 行政機関、学校等の退避計画及び業務継続計画の策定</p>	<p>学校等、玄海町、関係周辺市、事業所 県（危機管理防災課、法務私学課、人事課、行政デジタル推進課、社会福祉課、こども未来課、産業政策課、県土企画課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>
---	---

県、玄海町及び関係周辺市は、庁舎や学校等の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先をあらかじめ決定し、退避計画の策定に努めるものとする。なお、私立の学校等においても同様に退避計画の策定に努めるものとする。

県、玄海町及び関係周辺市は、退避先での業務内容についても検討し、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）（ICT部門のBCPを含む。）の策定に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努めるものとする。

なお、企業においても、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の

継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において原子力災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとし、県、玄海町及び関係周辺市は、この取り組みに資する情報提供等の取り組みを行うものとする。

<p>第13節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県(報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、水産課、林業課)</p>
---	--

県は、玄海町、関係周辺市、その他市町に対し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取制限及び出荷制限を指示するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制整備

県は、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び関係機関と協議し、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

玄海町及び関係周辺市は、飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

県は、玄海町及び関係周辺市に対し、これらの体制整備を行うよう助言するものとする。

<p>第14節 緊急輸送活動体制の整備</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市及びその他市町の道路管理者、県警察 県(危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、産業政策課、港湾課、農山村課、空港課、道路課、総務事務センター、関係各課)</p>
--------------------------------	---

県、県警察、国、玄海町、関係周辺市及びその他市町の道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1 専門家の移送体制の整備

県は、指定公共機関等からの緊急時モニタリング要員、医療等に関する専門家などの現地への移送協力について関係機関と協議しておくものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 緊急輸送施設等の把握等

県は、施設の代替性・利便性、各種輸送手段の活用による多重化に配慮しながら、緊急物資の受入れ、搬送などの輸送拠点(集積拠点を兼ねる。以下同じ。)及び道路、港湾、漁港、飛行場、ヘリポートなどの輸送施設を把握・調整し、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークを指定する。

また、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送拠点及び輸送施設は、点検のうえ、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

(2) 道路管理

国、県、玄海町、関係周辺市及びその他市町の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

(3) 交通管理

県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うための計画をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

また、県警察は、交通情報板等の道路交通関連施設の整備を進めるなど、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

(4) 運転者の義務の周知等

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

<p>第 15 節 救助・救急、消火及び防護に必要な資機材等の整備</p>	<p>国（原子力防災専門官、海上保安部）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課）</p>
--	--

県、県警察、国、海上保安部、消防機関、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等は、その役割に応じて救助・救急活動、消火活動に必要な資機材等の整備に努める。

1 救助・救急活動用資機材の整備

県警察及び海上保安部は、応急対策の実施に必要な救助用資機材の整備に努める。

消防機関は、救助工作車、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

2 消火活動用資機材等の整備

玄海町は、平常時から原子力事業者等と連携し、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保及びその指導に努める。

原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努める。

消防機関は、平常時から原子力事業者等と連携し、火災等に適切に対処するため、消火活動用資機材の整備に努める。

3 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材

県、県警察及び原子力事業者は、国と協力し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。

(2) 情報交換

県、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時から、相互に密接な情報交換を行うものとする。

<p>第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、報道課、広報広聴課、長寿社会課、障害福祉課、<u>多文化共生さが推進課</u>、各部（局）等連絡員所属部署、関係各課）</p>
--------------------------------------	---

県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、住民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

県は、報道関係機関に対する的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ玄海町、関係周辺市及びその他市町を指導する。

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3 住民相談窓口設置体制の整備

県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、災害FM、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

<p>第 17 節 原子力防災に関する 住民に対する知識の 普及啓発</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、消防庁）、玄海町、関係 周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、関係各課）</p>
---	---

県、原子力規制委員会、内閣府、消防庁、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 9 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること
- 10 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 11 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

<p>第 18 節 緊急事態応急対策に 従事する者の人材育 成</p>	<p>国、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、 指定公共機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部（局） 等連絡員所属部署、関係各課）</p>
--	---

県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町及び消防機関は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者を、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること

- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時モニタリングに関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第19節 防災訓練の実施	国（内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、環境センター、各部(局)等関係所属、関係各課）
---------------------	--

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、国等の支援を受けて訓練計画を策定するとともに、定期的に訓練を実施し、緊急事態応急対策に従事する者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

1 訓練計画

(1) 訓練計画

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は協力し、内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ア 災害対策本部等の設置、運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療対策訓練
- カ 住民等に対する情報伝達訓練
- キ 住民参加訓練
- ク その他必要な訓練

(2) 国の総合防災訓練計画

内閣府及び原子力規制委員会が、県、玄海町及び関係周辺市等と総合的な防災訓練を実施するため、その計画を策定する場合、県、玄海町及び関係周辺市は訓練実施計画の企画立案に参画する。

2 訓練の実施

(1) 訓練

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策

定した計画に基づいて定期的に訓練を実施し、緊急事態応急対策に従事する者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

(2) 国の総合防災訓練

内閣府及び原子力規制委員会が、県、玄海町及び関係周辺市と総合的な防災訓練を実施する場合、県、玄海町及び関係周辺市は、国、原子力事業者及び防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を行う。

3 訓練の工夫と事後評価

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するに当たり、訓練想定について内閣府、原子力規制委員会、原子力防災専門官から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、効果的なものとなるよう工夫する。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、訓練において確認項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ訓練やマニュアルの作成に活かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組むものとする。

<p>第 20 節 原子力発電所等上空の飛行規制</p>	<p>国（国土交通省）</p>
-------------------------------------	-----------------

国（国土交通省）は、原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置を行う。

また、県は、原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置に関して、必要に応じ、国に対し調整等を行う。

<p>第 21 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備</p>	<p>国（原子力規制委員会、厚生労働省、経済産業省、内閣府、国土交通省、海上保安部）、県警察、市町、消防機関、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、関係各課）</p>
---	--

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第3章第16節において「原子力事業者等」という。）、国、県、県警察、市町、消防機関及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

1 原子力事業者等

(1) 原子力事業者等は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資

機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

ア 原子力規制委員会、県、県警察、消防機関及び海上保安部等への迅速な通報

イ 消火、延焼防止の措置

ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置

エ モニタリングの実施

オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去

キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

- (2) 原子力事業者等は、運搬中の事故により施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、主担当の安全規制担当省庁、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関及び海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

2 県及び市町

県及び市町は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、又は独自の判断により、必要な措置を実施するための体制を整備する。

3 県警察

県警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

4 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を都道府県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

5 海上保安部

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づく緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関
 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）

施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・[内閣府合同情報連絡室](#)は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・[内閣府合同情報連絡室](#)は、県、玄海町及び関係周辺市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会・[内閣府合同情報連絡室](#)から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合

には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、その他市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 国からの連絡

原子力規制委員会・[内閣府原子力事故合同警戒本部](#)は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等に

より報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、玄海町及び関係周辺市に対して情報提供を行う。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県、玄海町及び関係周辺市に対して、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急

事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。原子力規制委員会・内閣府原子力合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態用避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

イ 県からの連絡

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、玄海町、関係周辺市、その他市町、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

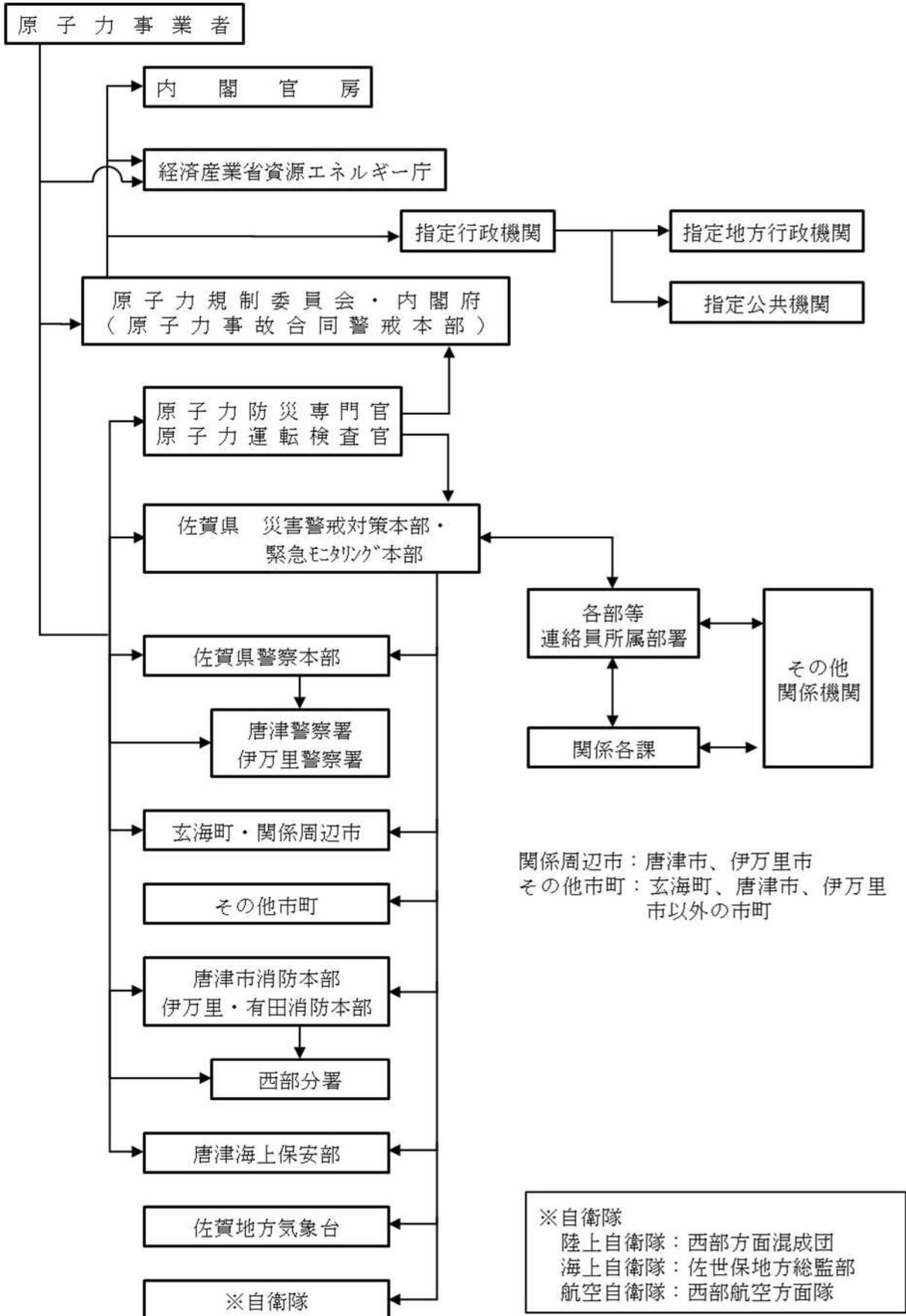
また、PAZを含む玄海町及び唐津市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

ウ 玄海町及び関係周辺市からの連絡

玄海町及び関係周辺市は、原子力規制委員会又は県から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、PAZを含む玄海町及び唐津市は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を行う。

【警戒事態発生時の情報伝達経路】



(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、県、玄海町、県警察、その他関係機関及び公衆に連絡する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、県を通じて要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

ウ 国の専門官の確認等

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会、内閣府及び玄海町に連絡する。

エ 県からの連絡

県は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府又は原子力防災専門官から通報、連絡を受けた事項について、玄海町、関係周辺市、その他市町、県警察、消防機関、气象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、必要に応じ玄海町及び唐津市に対し、P A Z内の住民等の避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、玄海町及び関係周辺市にU P Z内の屋内退避準備を行うよう要請し、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。

なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

オ 玄海町、関係周辺市からの連絡

玄海町及び関係周辺市は、原子力事業者、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、玄海町及び唐津市は、必要に応じP A Z内の住民への避難準備（施設敷地緊急事態要避難者の避難）情報の発令や輸送手段の確保等、住民の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難を行う。

さらに、玄海町及び関係周辺市は、UPZ内の屋内退避準備を行う。

なお、「火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）」の直接速報基準に該当する火災・災害等については、直接消防庁へ報告する。

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値を検出した場合の通報

ア 原子力事業者への確認及び原子力防災専門官への通報

県は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がない状態において県が設置したモニタリングポストで、施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力事業者を確認するとともに、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

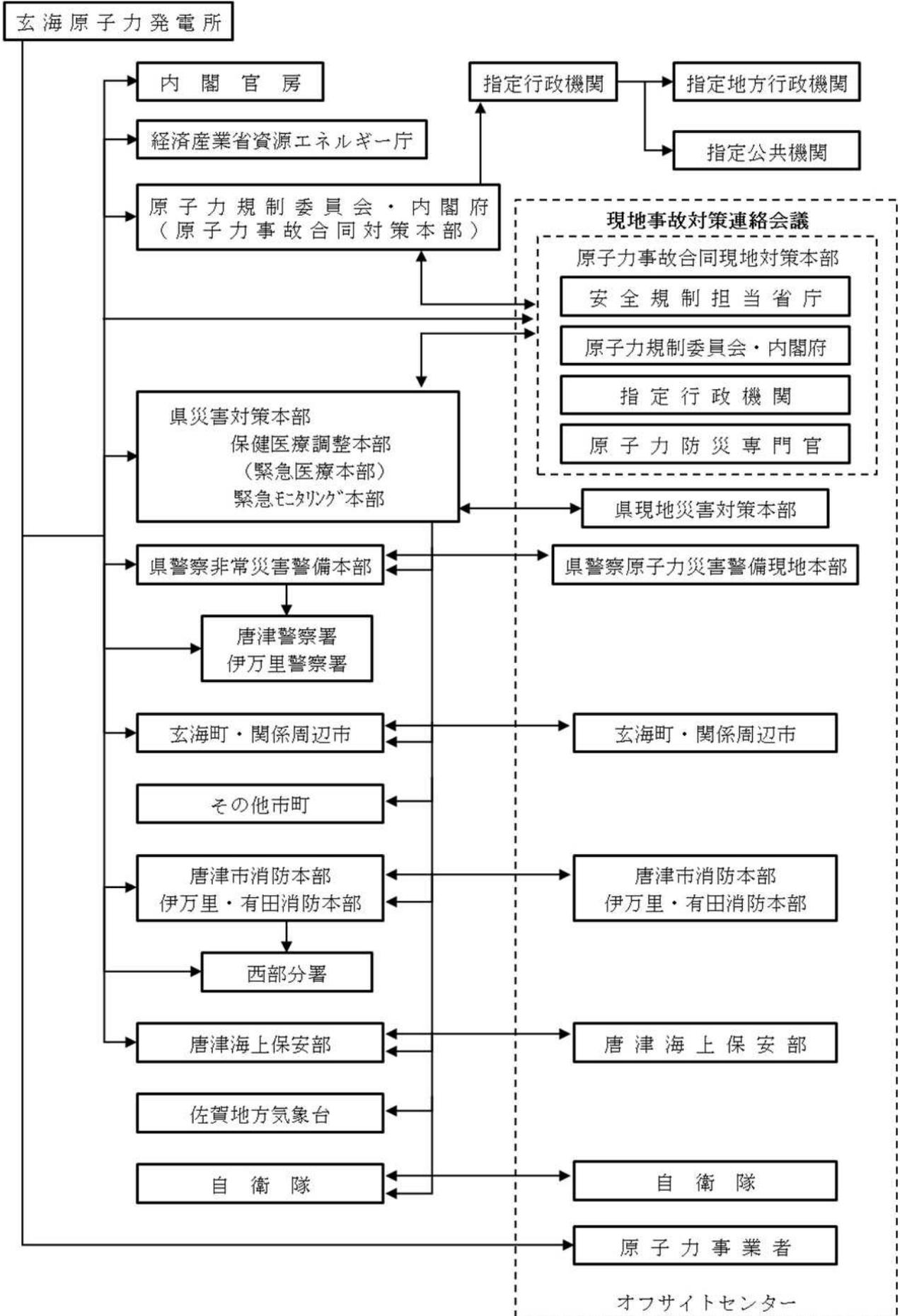
イ 原子力防災専門官の確認

原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。

ウ 原子力事業者の通報

原子力事業者は、施設の状況確認を行うとともに、施設敷地緊急事態の発生が確認された場合は、直ちに施設敷地緊急事態の発生通報に基づいて関係機関へ通報を行う。

【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路】



(5) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者の通報

原子力事業者は、県、内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 県、国及び玄海町、関係周辺市の相互連絡

県、原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官及び玄海町、関係周辺市は、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を密にするものとする。

県は、自ら行う応急対策活動状況等を国に随時連絡するなど、相互に連絡を密にするものとする。

ウ 県と関係機関等との連絡

県は、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会、内閣府から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 玄海町、関係周辺市と関係機関との連絡

玄海町、関係周辺市は、関係機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ 現地事故対策連絡会議との連携

県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連携を密にするものとする。

2 全面緊急事態の連絡等

(1) 全面緊急事態に該当する事象発生の通報並びに国、県及び市町の対応

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行うものとする。

イ 国、県、玄海町及び関係周辺市からの連絡

国、県、玄海町及び関係周辺市は、通報を受けた事象について、施設敷地緊急事態発生に関する通報の場合に準じて関係機関への連絡を行うものとする。

ウ 緊急事態宣言

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、関係省庁、玄海町及び指定行政機関に連絡を行う。また、玄海町及び唐津市に対し、PAZ内の住民等の避難、UPZ内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡する。

エ 県の対応

県は、通報を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

なお、玄海町及び関係周辺市に連絡する際には、併せて、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮を求めるものとする。

オ 玄海町、関係周辺市の対応

玄海町及び関係周辺市は、連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

また、玄海町及び関係周辺市は、P A Z内の住民等の避難、U P Z内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行う。

(2) 緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 情報の共有

県（現地災害対策本部）、国（原子力災害現地対策本部）、指定公共機関、玄海町、関係周辺市の災害対策本部長から委任を受けた職員、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、オフサイトセンターにおいて情報収集活動を行う。

また、県は、県現地対策本部及びオフサイトセンター機能班に職員を配置することにより、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 派遣職員の業務

県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及びその他防災関係機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の防災関係機関と連絡協議を踏まえたモニタリング情報等をそれぞれの対策本部に連絡する。

ウ 原子力防災専門官の業務

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、災害情報の収集・整理を行うとともに、県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及びその他防災関係機関との間の連絡・調整等を行う。

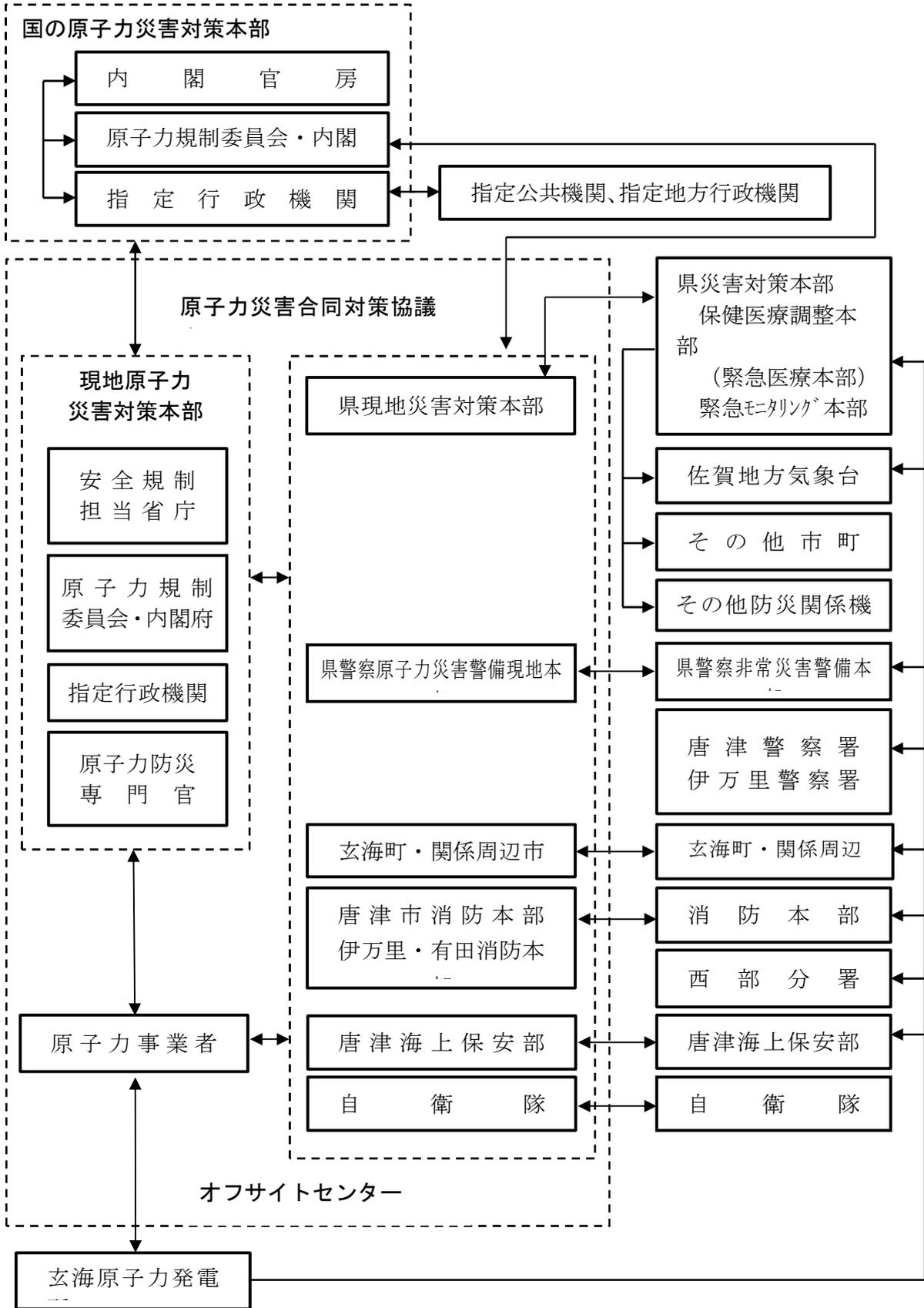
(3) 一般回線が使用できない場合の対処

国の原子力災害対策本部は、県、玄海町及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J - A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。

県は、伝達された内容を関係周辺市に連絡する。

この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部が設置された場合もこれに準じる。

<p>第3節 活動体制の確立</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等） 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>
---------------------------	---

県、玄海町、関係周辺市及び防災関係機関は、原子力災害に対処するため災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる活動体制を確立する。

1 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

ア 災害警戒対策本部

(ア) 災害警戒対策本部の設置

県は、警戒事態発生の通報を受けた場合、又は放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそれがあるとして副知事（防災監）が必要と認めた場合、副知事（防災監）を本部長とする災害警戒対策本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等防災関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒対策態勢をとるものとする。

なお、副知事（防災監）が不在の場合は、危機管理・報道局長が代理する。

(イ) オフサイトセンターの設営準備

県は、災害警戒対策本部を設置した場合は、必要に応じて原子力防災専門官が行うオフサイトセンターの設営に協力する。

(ウ) 現地事故対策連絡会議への職員派遣

県は、国から現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催するとして、県に職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。

県は、現地事故対策連絡会議に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の対応状況を災害警戒対策本部に報告するなど、国及び玄海町、関係周辺市等との連絡・調整、情報の共有化を図る。

(エ) 災害警戒対策本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

- a 国の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- b 災害対策本部が設置されたとき。

(オ) 災害警戒対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。

部(局)名	課(室)名	所掌事務
	唐津保健福祉事務所 伊万里保健福祉事務所	○ 医療関係施設の状況把握に関すること ○ 緊急時モニタリングへの協力に関すること
男女参画・こども局	こども未来課、こども家庭課	○ 子ども・子育て関連施設の状況把握に関すること
産業労働部	産業政策課	○ 産業労働部内の連絡調整に関すること ○ 輸送関係機関の状況把握に関すること
農林水産部	農政企画課	○ 農林水産部内の連絡調整に関すること ○ 農林水産物の出荷状況等の把握に関すること
	水産課	○ 漁獲等の状況把握に関すること
県土整備部	県土企画課	○ 県土整備部内の連絡調整に関すること
	道路課	○ 道路状況の把握に関すること
	唐津土木事務所 伊万里土木事務所	○ 道路状況の把握に関すること
教育委員会事務局	教育総務課	○ 教育委員会事務局内の連絡調整に関すること ○ 教育関連施設の状況把握に関すること
警察本部	警備第二課	○ 警察本部内の連絡調整に関すること

イ 災害対策本部

(ア) 災害対策本部の設置

県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合、又は住民の安全確保のために知事が必要と認めた場合（全面緊急事態に該当する事象発生の通報から緊急事態宣言の発出までの間に特に対応が必要な場合を含む）は、本庁舎新館「佐賀県危機管理センター」に知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、副知事（防災監）を本部長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置する。

なお、災害の進展等により、知事が必要と認める場合は、知事は現地災害対策本部において指揮を執ることができる。

知事が不在の場合は、それぞれ副知事（防災監以外）、副知事（防災監）、危機管理・報道局長の順に指揮を執り、指揮系統を確立する。

(イ) 廃止の基準

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

- a 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- b 国の指導、助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

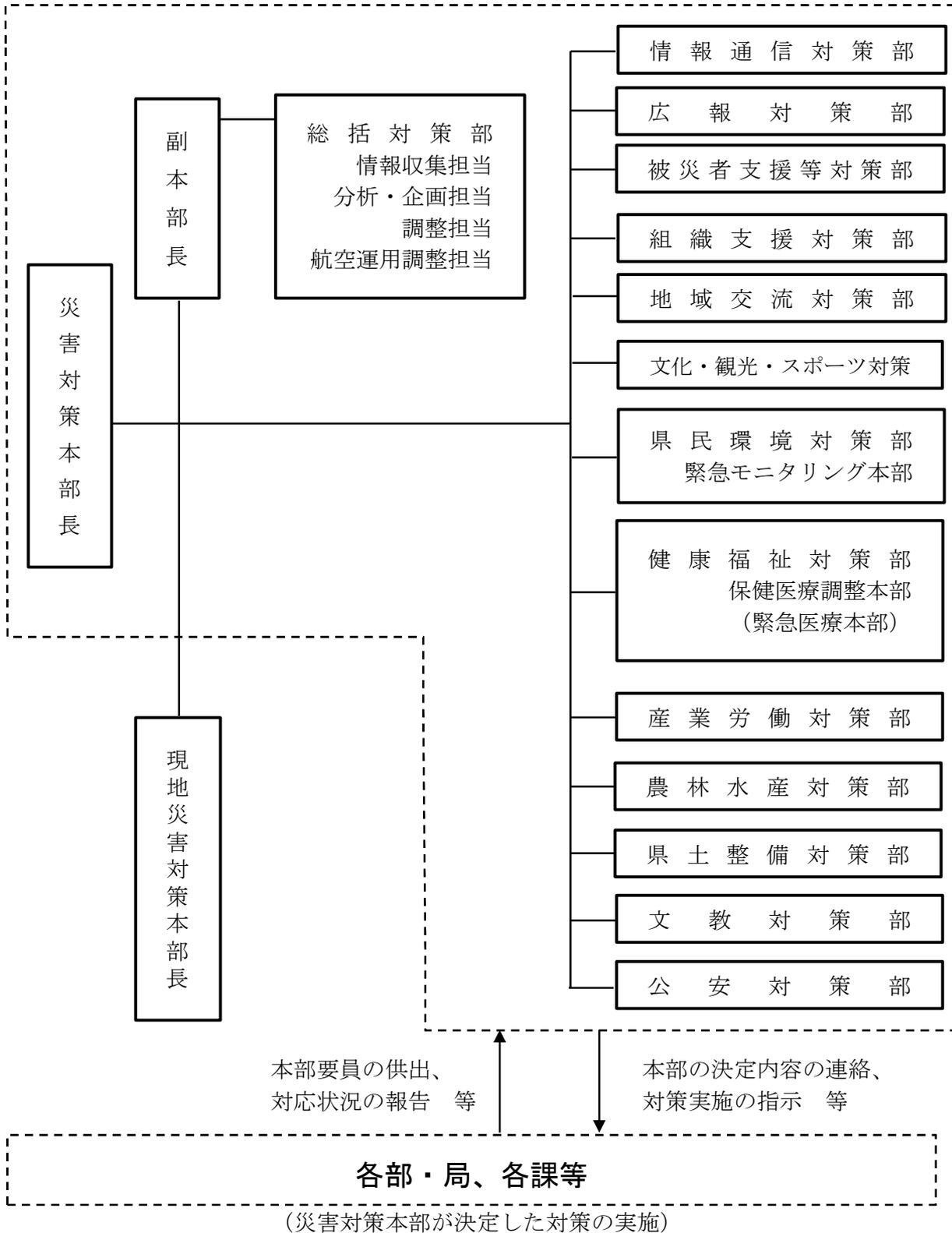
(ウ) 災害対策本部の組織、配備体制等

災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。

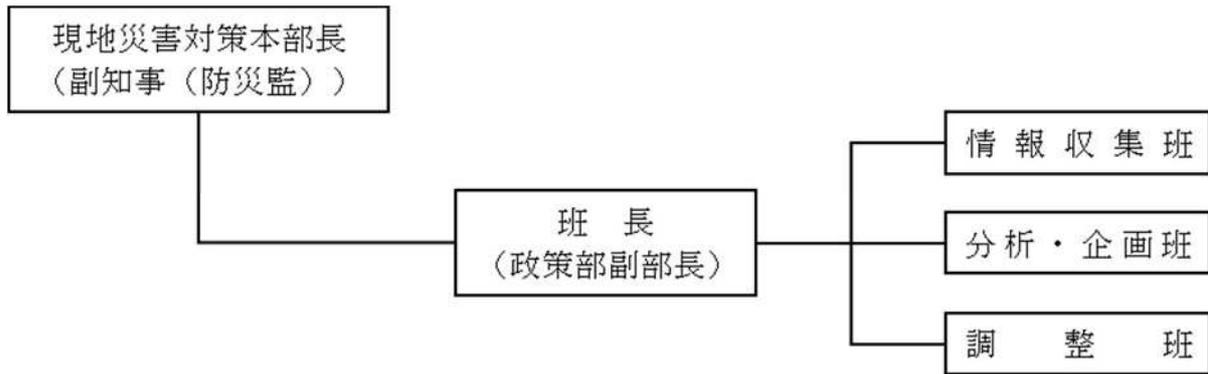
【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

災 害 対 策 本 部

(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)



【現地災害対策本部の組織】



(災害対策本部の配備体制、所掌事務)

※「対策部長の担当事務」:「◇」の者は、対策部長の担当事務のうち「左の主な内容」に掲げるものについてのとりまとめ等を行う。

※「関係(対応)課等」:各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。

※各対策部長の担当事務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担当事務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。 (所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること(分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること(調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること 	<u>さが政策推進チーム</u> 危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか ※長期的対応が必要な場合等はパーマナレントスタッフによる補充も行う

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること（広域避難の調整含む） ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること ・国等関係機関への陳情等に関すること ・視察・調査の対応、応接に関すること ・被災地の慰問、激励等への対応に関すること ・航空運用調整に関すること (原子力施設関係) ・原子力施設との連絡に関すること ・原子力施設の状況把握に関すること ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関すること ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関すること 	
情報通信 対策部 ●総務部長	情報通信手段 の確保等 ◇行政デジタル 推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に関すること（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の支援に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く）及び電話回線の確保に関すること ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関すること 	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課
広報対策部 ●危機管理 ・報道局長	県民等への情報 発信、報道 対応等 ◇報道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提供に関すること ・報道機関を通じた県民への情報提供に関すること ・県本部の広報に関すること ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること ・地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関すること ・生活関連情報の提供に関すること ・報道機関からの照会への対応に関すること ・各種支援策に係る住民への周知に関すること 	広報広聴課 報道課 <u>国際政策グループ</u>

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の種類や提供方法等）等の情報発信に関する事 ・海外からの支援等の問合せに関する事 ・国対策本部との報道発表内容の調整に関する事 ・誤情報拡散防止への対応 ・放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に関する事（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起等を含む。） ・風評被害に対応する広報の実施に関する事 ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理・記録に関する事 	
被災者支援等対策部 ●政策部長	被災者等の相談対応（24時間対応を基本） ◇広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの要望の受付に関する事 ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関する事 ・放射線等に係る相談、問合せの対応に関する事 	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集
	被災者支援に関する事 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金に関する事 ・被災者生活再建支援法の適用に関する事 ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 ・他都道府県等からの災害見舞金に関する事 	危機管理防災課 社会福祉課 ほか
	県議会対策等 ◇政策調整監	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会との連絡調整に関する事 ・政策部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	<u>さが政策推進チーム</u>
	ライフライン情報の収集・提供 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関する事 	行政デジタル推進課 生活衛生課 <u>産業グリーン化推進グループ</u> 下水道課 ほか
	災害救助法 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に関する事 	<u>さが政策推進チーム</u> 危機管理防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（法務私学課、社会福祉課、医務課、生活衛生課、産業政策課、建築住宅課、学校教育課 ほか）
	本部長秘書 ◇秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長の秘書に関する事 ・視察者等の応接に関する事（本部長の対応に係る分） 	秘書課
組織支援	対策部内の被	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策 	法務私学課

第3章

対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係（対応）課等
対策部 ●総務部長	害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 ◇法務私学課 長	の連絡調整に関すること	
	対応要員確 保、外部支援 職員の支援 ◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策要員の動員、調整に関すること ・災害対策要員の健康管理に関すること ・災害対策要員の軽食等の準備に関すること ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関すること ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舎確保に関する全体調整 	人事課
	庁内応援要員 の確保・調整 ◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応援チーム（各種委員会事務局のほか各管内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て 	人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）
	災害対策本部 の予算 ◇財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策費の予備費充用及び予算措置に関すること 	財政課
	県有資産の管 理・活用 ◇資産活用課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎、総合庁舎、宿舎の被害調査及び災害対策に関すること ・本部業務に必要な場所の確保に関すること ・現地機関の機能移転に係る支援に関すること ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関すること 	資産活用課 総合庁舎以外の単独庁舎の所管部署
	災害対策本部 の運営支援 ◇総務事務セ ンター長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関すること ・災害対策用自動車の調達及び配車に関すること ・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関すること 	総務事務センター
	税務関係 ◇税政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による県税の減免等に関すること ・被災市町の税政の調査及び助言に関すること 	税政課
	市町の行財政 支援 ◇市町支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町の行財政の調査及び助言に関すること ・被災市町の応急対策資金のあっせんに関すること ・市町支援のため必要な情報収集業務に関すること 	市町支援課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	長	・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関する こと	
地域交流 対策部 ●地域交流 部長	対策部内の被害 とりまとめ及び 応急対策の連絡 調整 ◇さが創生推 進課長	・対策部内（文化・観光・スポーツ対策部を含む。） の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整 に関すること	さが創生推進課
	交通・輸送に 係る全体調整 等 ◇交通政策課 長	・緊急輸送、交通手段の確保等対策の全体調整に関 すること	交通政策課 ※避難行動要支援者 の避難について、 特殊な福祉関係車 両の調整・確保は 健康福祉対策部 が、自衛隊車両の 調整・確保は総括 対策部が実施
	運輸関係及び 緊急ヘリポー ト対策 ◇地域交流部 副部長	・定期バス及び離島航路に関すること ・臨時ヘリポートの確保に関すること ・緊急輸送における空港の使用に関すること ・緊急輸送（鉄道）に関すること	空港課 交通政策課 港湾課
	港湾・漁港対 策 ◇港湾課長	・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対 策に関すること ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に 関すること ・緊急輸送における港湾の使用に関すること	農山村課 港湾課 水産課
	船舶対策 ◇水産課長	・緊急輸送（漁船）に関すること	水産課
	車両対策 ◇産業政策課 長	・緊急輸送（バス、トラック）に関すること	産業政策課
	外国人対策 ◇ <u>多文化共生 さが推進課長</u>	・県内在住外国人の被害調査及び支援に関すること	<u>多文化共生さが推進課</u>
文化・観光・ スポーツ対 策部 ●文化・観光 局長（正） ●SAGA	社会教育施設 （博物館）、文 化財対策 ◇文化課長	・社会教育施設（博物館に限る。）の被害状況のとり まとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・社会教育施設（博物館に限る。）の来場者の避難に 関すること ・文化財等の被害調査及び災害対策に関すること	文化課
	観光、一時滞 在者対策 ◇観光課長	・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関するこ と ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関す	観光課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
2024・SSP 推 進局長（副）		ること ・帰宅困難者対策に関すること	
	スポーツ対策 ◇スポーツ課 長	・スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること ・スポーツ施設の来場者の避難に関すること・体育施設の来場者の避難に関すること	SAGA スポーツピラミッド推進グループ スポーツ課 SAGA サンライズパーク整備推進課
県民環境対策部 ●県民環境部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県民協働課長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	県民協働課
	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	・緊急時モニタリングの実施計画に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣
	放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部副部長	・放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること ・放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること ・稲わら・飼料の流通に関すること ・森林の放射性物質による汚染対策に関すること ・林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること ・汚染された上下水道汚泥の対策に関すること ・農地の放射性物質による汚染対策に関すること ・住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関すること ・その他の放射性物質による汚染対策に関すること	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課 森林整備課 ほか
	ボランティア ◇県民協働課長	・ボランティア活動の総合調整に関すること ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの運営支援に関すること	県民協働課
	物価の監視 ◇くらしの安	・物価の監視及び生活物資の安定供給に関すること	くらしの安全安心課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	全安心課長		
	自然公園対策、公害防止対策 ◇有明海再生・環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること 	有明海再生・環境課
	廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること 	循環型社会推進課 ほか
	生涯学習・社会教育施設対策 ◇まなび課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の被害調査及び災害対策に関すること ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること 	まなび課
健康福祉対策部 ●健康福祉部長 （正）	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内（男女参画・こども対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	健康福祉政策課
●男女参画・こども局長 （副）	保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること ・被ばく医療に関すること ・入院患者の避難に関すること ・住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること ・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること 	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課
	要配慮者対策 ◇健康福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、幼稚園、認定こども園、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関すること 	法務私学課 健康福祉政策課 医務課 社会福祉課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<p>こと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関すること ・被災した子どもに対する福祉サービスに関すること ・被災高齢者に対する福祉サービスに関すること ・被災障害者に対する福祉サービスに関すること ・手話通訳の派遣、点字資料の作成に関すること ・その他の要配慮者対策に関すること 	<p>長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課</p>
	避難所対策 ◇社会福祉課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置、運営に関すること ・災害派遣福祉チーム（<u>DWAT</u>）の編成及び避難所への派遣等に関すること 	<p>社会福祉課 ほか</p>
	医療対策 ◇医務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療活動チームの編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること ・被災者の救護（助産を含む。）に関すること ・国への医療従事者（災害派遣医療チーム（DMA T）を含む。）の派遣要請に関すること ・団体（医師会、国立病院機構（NHO）等）への医療従事者の派遣要請に関すること ・医療機関への医療活動情報の提供に関すること ・ドクターヘリの運航に関すること ・医薬品等の供給に関すること 	<p>医務課 薬務課</p>
	精神医療対策 ◇障害福祉課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣並びに被災者等のメンタルヘルスケアに関すること ・他都道府県、国への災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請に関すること 	<p>障害福祉課</p>
	健康対策 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康管理に関すること ・各種栄養相談及び指導の実施に関すること 	<p>健康福祉政策課</p>
	薬務、医療資 機材対策 ◇薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関すること ・医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関すること 	<p>薬務課</p>
	衛生対策 ◇健康福祉部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること ・水質検査の実施に係る関係団体との調整に関すること ・水源の取水停止の指示に関すること ・飲料水の摂取制限の指示に関すること ・出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関すること 	<p>循環型社会推進課 <u>有明海再生・環境課</u> 生活衛生課 医務課 流通・貿易課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課</p>

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関すること ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関する こと ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係 団体への応援要請に関すること ・避難に伴う家庭動物対策に関すること 	畜産課 水産課 林業課
	こども、妊産 婦等対策 ◇男女参画・ こども局副 局長	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策 に関する こと 	こども未来課 こども家庭課
	男女共同参画 ◇男女参画・ 女性の活躍 推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関す ること 	男女参画・女性の活躍 推進課
産業労働 対策部 ●産業労働 部長	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 ◇産業政策課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の 連絡調整に関する こと 	産業政策課
	支援物資対策 ◇産業労働部 副部長	(物流関係) <ul style="list-style-type: none"> ・物資全般の状況把握、調整に関する こと ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整 に関する こと ・物資全般の配送に係る市町の支援に関する こと ・物資集積場所、輸送中継基地の確保に関する こと (物資関係) <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の供給に関する こと ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関する こと ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に 関する こと ・市町からの応援要請の受付、把握に関する こと ・県備蓄物資の供給に関する こと ・協定締結団体等への要請に関する こと ・国、他都道府県、団体との調整に関する こと ・受入品の決定に関する こと ・ニーズの報道提供に関する こと ・自衛隊、日本赤十字社等へ炊出しの要請に関する こと 	報道課 社会福祉課 生活衛生課 産業政策課 流通・貿易課 農政企画課 ほか
	工業施設対策 ◇企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の被害調査及び災害対策に関する こと 	企業立地課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	長		
	雇用・労働者 対策 ◇産業人材課 長	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関すること その他労働対策に関すること 	産業人材課
	流通対策 ◇流通・貿易 課長	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場の被害調査及び災害対策に関すること 貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関すること 	流通・貿易課 産業政策課
	商工業対策 ◇産業政策課 長、企業立 地課長	<ul style="list-style-type: none"> 商工業者の被害に係る情報収集に関すること 商工業者の災害融資あっせんに関すること 	産業政策課 企業立地課
農林水産 対策部 ●農林水産 部長	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 ◇農政企画課 長	<ul style="list-style-type: none"> 対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 農林水産関係団体との連絡調整に関すること 緊急モニタリングへの協力に関すること 	農政企画課
	風評被害対策 ◇農林水産部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 商工業製品、観光業に係る風評被害に関すること 農林水産物に係る風評被害に関すること 残留放射線量等に係る証明書の発行に関すること 	流通・貿易課 産業政策課 観光課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか
	作付・出荷制 限等対策 ◇農林水産部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> 作付制限に関すること 農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関すること 出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関すること 	農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか
	農業者対策 ◇生産者支援 課長	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関すること 被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関すること 直売所への出荷停止などの情報連絡に関すること 	生産者支援課
	水田等対策 ◇園芸農産課 長	<ul style="list-style-type: none"> 水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に関すること 	園芸農産課
	園芸対策 ◇園芸農産課 長	<ul style="list-style-type: none"> 園芸作物の被害調査及び災害対策に関すること 	園芸農産課
	畜産対策	<ul style="list-style-type: none"> 家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること 	畜産課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	◇畜産課長	ること ・家畜の避難・処分等に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること	
	水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること	水産課
	林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること	林業課
	農地、農業用 施設対策 ◇農林水産部 副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する こと	農地整備課 農山村課
	治山、林業用 施設対策 ◇森林整備課 長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関する こと	森林整備課
県土整備 対策部 ●県土整備 部長	対策部内の被害 とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 ◇県土企画課 長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の 連絡調整に関すること	県土企画課
	建設業、建築 資機材等対策 ◇建設・技術 課長	・建設業者の確保に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること	建設・技術課
	都市計画対策 ◇まちづくり 課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・復興都市計画に関すること	まちづくり課
	下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集 落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び 災害対策に関すること	下水道課
	住宅対策 ◇県土整備部 副部長	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること ・被災者に対する住宅資金の融資に関すること ・応急仮設住宅の土地の確保に関すること ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に 関すること ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関する こと ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管 理者間の調整に関すること ・職員宿舎の被災者への提供に関すること及び職員 宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関するこ	産業人材課 土地利用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 ほか

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		と ・被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関する事 ・他都道府県との住家提供の調整に関する事	
	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関する事	河川砂防課
	道路対策 ◇道路課長	・道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関する事 ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関する事 ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定及び選定指示に関する事 ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	道路課
文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総括監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・学校の生徒等の避難の総合調整に関する事 ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関する事 ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関する事	法務私学課 教育総務課 (避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課
	生徒等の安全確保 ◇学校教育課長	・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関する事 ・生徒等の避難その他の対策に関する事	学校教育課
	学校施設復旧対策 ◇教育総務課長	・公立学校施設の被害調査に関する事 ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関する事	教育総務課
	応急教育の実施 ◇学校教育課長	・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関する事 ・教職員の確保・調整に関する事 ・被災生徒等の把握及び心のケアに関する事 ・生徒指導・就学指導に関する事 ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関する事 ・学校施設内の保健衛生の確保に関する事 ・学校給食に関する事 ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関する事 ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関する事	教育総務課 教職員課 学校教育課 保健体育課
	特別支援学校対策 ◇教育振興課	・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関する事 ・特別支援学校の応急教育の実施に関する事	教育振興課

第3章

対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係（対応）課等
	長		
	私立学校対策 ◇法務私学課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校）に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導に関すること 	法務私学課
	対策部内の支 援（その他の 課等） ◇教育総務課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の応援に関すること ※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応援を基本 	教育総務課
公安対策部 ●県警本部 長	公安対策 ◇警備第二課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・公安対策部の運営及び治安対策に関すること ・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・警察災害派遣隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関すること ・立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に関すること ・住民等への情報伝達に関すること 	警備第二課

（現地災害対策本部の配備体制、所掌事務）

●政策部 副部長	災害対策の総 括	(情報収集班)	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課
		(分析・企画班)	上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所
		(調整班)	伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課
		<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報収集に関すること ・現地災害対策本部の設置・運営に関すること ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・オフサイトセンター機能班との連絡調整に関すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等との連絡調整に関すること 	

(参考：オフサイトセンター機能班等の所掌事務、県からの派遣要員)

班名	所 掌 事 務	県からの派遣要員
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターにおける情報管理 ・全体統括 ・屋内退避案作成 ・現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の運営 ・機能班間連絡調整 ・原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）チーム総括班、県及び市町村災害対策本部等との連絡調整 	副責任者 ◇危機管理防災課副課長 班員 危機管理防災課、 原子力安全対策課
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応 ・ERCチーム広報班、県及び市町村災害対策本部等との情報共有 ・住民からの問い合わせ等への対応 	副責任者 ◇報道課副課長 班員 報道課、広報広聴課
プラント チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の把握 ・プラントの状況に関する情報提供 	(派遣要員なし)
放射線班	<ul style="list-style-type: none"> ・OFC内での緊急時モニタリング結果の共有 ・地方气象台等からの関連情報の収集 ・OFC各班からの情報の入手及びEMCとの共有 ・原子力災害合同対策協議会等、関係する会議資料等の作成 ・除染等の措置及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等についての調整 	班員 緊急時モニタリング 本部要員
医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整 ・原子力災害医療に関連する情報の収集 	副責任者 ◇健康福祉部副部長 班員 医務課、 唐津保健福祉事務所、 伊万里保健福祉事務所
住民安全班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救助活動及び社会秩序の維持 ・屋内退避・避難の調整 ・救助・救急活動の調整 ・交通規制等の調整 ・緊急輸送の調整 ・物資調達、供給活動の調整 	副責任者 ◇政策部副部長 副責任者 ◇警察本部警備部参事官 班員 危機管理防災課、 警備第二課
運営支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの管理 ・オフサイトセンター参集者の食料等の調達 ・オフサイトセンター内の環境整備 ・オフサイトセンターの出入管理 	副責任者 ◇唐津県税事務所長 班員 唐津県税事務所
実動対処班	<ul style="list-style-type: none"> ・実動省庁、官邸チーム実動対処班及びERCチーム実動対処班等との連絡・調整 ・実動組織の活動状況に係る情報共有 	(派遣要員なし)
緊急時モニタ リングセンタ ー（オフサイ トセンタ ー内）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの詳細の決定 ・緊急時モニタリング結果のとりまとめ及び妥当性の確認 ・緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供 ・緊急時モニタリング実施計画の改定案への提案及び意見 	副責任者 ◇環境センター所長 班員 緊急時モニタリング 本部要員

(2) 玄海町及び関係周辺市の活動体制

ア 災害警戒対策本部

玄海町及び関係周辺市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県が災害警戒対策本部を設置した場合又は市町長が必要と認めた場合は、警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。

また、国から現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催するとして、職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。

イ 災害対策本部

玄海町及び関係周辺市は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、緊急事態宣言が発出された場合、県が災害対策本部を設置した場合又は市町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

市町長が不在の場合は、これに代わって指揮を執る者をあらかじめ定め、指揮系統を確立しておくものとする。

(3) その他市町の活動体制

その他市町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、国、県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

また、避難のための立退きの指示等が出された場合、当該指示等の対象となった地域の避難先となる市町においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

(4) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の防災関係機関と密接な連携を図るものとする。

2 合同対策協議会の設置及び職員の派遣

県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、緊急事態宣言が発出されたときは、オフサイトセンターにおいて、緊急事態に関する情報を交換し、応急対策について相互に協力するため、合同対策協議会を組織する。

県は現地災害対策本部長及び関係職員を、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は責任ある判断を行える者をそれぞれ派遣し、全面緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

施設敷地緊急事態の通報を受ける前に、県がオフサイトセンターに現地災害対策本部を設置した場合も、県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者はこれに準じて職員を派遣し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

県は、あらかじめ定められた者を現地災害対策本部に派遣して初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立する等の防災対策に従事させるとともに、原子力施設の状況、緊急時モニタリング情報、医療関係情報、避難・屋内退避の状況把握などの活動に従事させる。

3 専門家の派遣要請

(1) 派遣要請

県、玄海町及び関係周辺市は、施設敷地緊急事態発生の通報等がなされた場合、必要に応じ、原子力規制委員会及び内閣府に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 国の専門家との協力

県、玄海町及び関係周辺市は、国から派遣された専門家と十分協力して応急対策を実施する。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し応援要請を行う。

県は、玄海町及び関係周辺市から緊急消防援助隊の出動要請依頼を受けた場合又は自ら必要があると認めた場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県警察は、警察活動について、応援の必要を認めた場合は、他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

知事、玄海町長及び関係周辺市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害時後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

知事、玄海町長及び関係周辺市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害時後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対してモニタリング要員の動員を要請する。

5 自衛隊の派遣要請等

玄海町長及び関係周辺市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行うものとする。この場合において、派遣要請先に対し、派遣要請の要求を行った旨及び災害の状況を通知することができる。

また、玄海町長及び関係周辺市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、派遣要請先に通知することができる。この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

玄海町長及び関係周辺市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

知事は、玄海町長及び関係周辺市長から自衛隊の派遣要請の要求があった場合又は自ら必要と認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、自ら派遣を要請し、原子力災害対策本部設置後においては、知事又は原子力災害対策本部長が派遣を要請する。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第4節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	国、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、関係各課）
--------------------------------	---

県、国、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に関わる緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るものとする。

1 被ばく管理のための連携確保

県、国、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 防災資機材の装備

災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）、緊急医療本部長は、緊急時モニタリングセンター一長と連携し、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示するとともに、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の装備等必要な措置をとるよう指示する。

県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者が、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合において、自ら必要と認めた場合又は指示を受けた場合は、防護服、防護マスク及び線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとる。

(2) 防災資機材の調達

玄海町及び関係周辺市は、防災資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。

県は、必要に応じ原子力事業者に対し、資機材の貸与、原子力防災要員の派遣等を要請するとともに、関係道府県及び国（緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部）に対し、防災資機材の提供等の支援を要請する。

3 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の防護指標

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理について、放射線業務従事者に対する線量限度を放射線防護に係る指標の参考とし、国等の指示・助言等に従い、当該機関がそれぞれその管理を実施する。一方、民間事業者の従業員等については、一般公衆の被ばく線量限度である1 mSvを管理の目安の基本とし、管理の目安を超えて被ばくすることがないように、雇用主たる民間事業者がその管理を行いつつ、国及び自治体がそれを支援する。

なお、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努めるものとし、特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

(2) 各機関の放射線防護

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、独自に緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理を行うものとし、放射線防護を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して適切に実施するものとする。また、必要に応じて除染等の医療措置を行う。

県の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急医療本部及び原子力災害医療派遣チームとの緊密な連携のもとに被ばく管理を行う。また、必要に応じて原子力災害医療関係機関の協力を得るものとする。

玄海町及び関係周辺市は、必要に応じて県及び防災関係機関に除染等の医療措置を要請する。

(3) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

県は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部）に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

(4) 情報交換

県、国、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において密接に情報交換を行うものとする。

<p>第5節 緊急時モニタリング活動</p>	<p>国（原子力規制委員会、自衛隊、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他モニタリング関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）</p>
-------------------------------	--

警戒事態発生後、県は環境センターに環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置し、関係機関の協力を得ながら緊急時モニタリングの準備を開始するとともに、市町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。

1 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。併せて、市町に対し、可搬型モニタリングポストの設置及び起動についての指示を行う。

(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げることとされている。県は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。

(5) 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改訂する。県は緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。

(6) 緊急時モニタリング結果の報告等

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、ERC放射線班へ報告するとともに、オフサイトセンター放射線班と結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。

2 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県、国及び指定公共機関は連携し、緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

<p>第6節 避難、屋内退避等の防護措置</p>	<p>県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、こども未来課、法務私学課、まなび課、文化課、社会福祉課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課、医務課、生活衛生課、農政企画課、道路課、<u>多文化共生さが推進課</u>、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>
--------------------------	---

県、玄海町及び関係周辺市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の措置を講じるとともに、食料品等の供給対策を実施する。

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(1) 避難の指示等

ア 県の役割

(ア) 警戒事態発生時

県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

(イ) 施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこととともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、玄海町、唐津市に対し、その旨を伝達する。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととするとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

(ウ) 緊急事態宣言発出時

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合又は独自の判断により、PAZ内の避難を行うこととし、玄海町及び唐津市に対し、PAZ内の住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む）の連絡、確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

県は、PAZ内における避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、玄海町及び関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備への協力要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町村に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示等の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施すると

もに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。なお、県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住居者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県は、国及び関係自治体と綿密な連携を行うものとする。

(エ) O I Lに基づく避難等

県は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの指示等の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(オ) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県並びに玄海町及び周辺市は、避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、事前の状況把握等を行うとともに、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針(施設敷地緊急事態の場合)
- ・P A Z内の避難者の数及び避難の方針(全面緊急事態の場合)
- ・U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針(全面緊急事態の場合)
- ・U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針(全面緊急事態の場合)
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(カ) 広域避難に係る調整等

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要になる等、避難計画に定める避難先以外へ避難する必要がある場合には、県有施設の活用、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

(キ) 運送事業者への被災者の運送要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(ク) 家庭動物の同行避難

県は、災害時の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

イ 市町の役割

(ア) 警戒事態発生時

玄海町及び唐津市は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を行う。

(イ) 施設敷地緊急事態発生時

玄海町及び唐津市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、必要に応じPAZ内の住民への避難準備情報の発令や輸送手段の確保等、住民の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難のための立退きの指示等を行う。

玄海町及び関係周辺市は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、UPZ内の屋内退避の準備を行う。

(ウ) 緊急事態宣言発出時

玄海町及び唐津市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、PAZ内の避難を行うこととし、PAZ内の住民等に対する避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

玄海町及び関係周辺市は、PAZ内における避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達する。

その他市町は、UPZ外の住民等に対し、国若しくは県の指示又は独自の判断により、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携して国に要請するものとする。なお、玄海町及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の避難行動を指示することができるものとする。

玄海町及び関係周辺市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、玄海町及び関

係周辺市は、国及び関係地方公共団体と綿密な連携を行うものとする。

(エ) O I Lに基づく避難等

緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は、避難のための立退きの指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(オ) 国の指示案への意見等

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された玄海町、関係周辺市及びその他市町の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、玄海町、関係周辺市は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体と、U P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数を含む一時移転等の実施方針について、相互に協力して作成する。なお、防護措置の実施方針については、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においても、同様に作成する。

(カ) 避難に係る調整等

避難指示等を行った市町は、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

その他市町は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

ウ その他

P A Z内や離島等において、避難の実施により健康リスクが高まる住民や船舶やヘリ等による避難が困難な住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策を講じた施設等に一時的に屋内退避を行うものとする。

屋内退避の指示を行った地域について、退避の期間が長期に及ぶ又はその恐れがある等必要と認めた場合、県は国、玄海町及び関係周辺市と調整のうえ、国の指示又は独自の判断に基づいて、当該地域を含む市町に対して避難指示等を行うよう連絡又は指示を行うものとし、当該地域を含む市町は国及び県と調整のうえ、国の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対して避難のための立退きの指示等を行う。

(2) 情報の提供

県、避難指示等を行った市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互に、避難誘導時において、住民等に向けて、指定避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(3) 避難状況の確認

避難指示等を行った市町は、指定避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。

県は、避難指示等を行った市町と連携し、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行うものとする。

なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。

県及び避難指示等を行った市町は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。

2 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等がUPZ外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたOILに基づく簡易除染（着替え、拭き取り）等を行うものとする。

避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※4 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間

放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

3 安定ヨウ素剤の服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合は、玄海町及び関係周辺市に対し、服用に当たっての注意を払った上で、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置の確保に努めるものとする。

玄海町及び関係周辺市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配布計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努めるものとする。

4 避難及びその指示等の実効を上げるための措置

(1) 避難方法

避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。

指定避難所の駐車スペースは、指定避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

(2) 避難誘導等

避難住民の受入を行う市町は、主要避難経路から指定避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

(3) 離島における避難

離島の住民の避難に当たっては、唐津市は船舶等の輸送手段の確保に努める。

移動手段が不足する場合は、県は唐津市からの要請を受け、県有船舶の提供、佐賀県旅客船

協会、佐賀県水難救済会等の防災関係機関への協力要請等の措置を講じ、輸送手段の調達、あつせんに努める。

(4) 警戒区域設定による立入制限等

避難指示等を行った市町は、当該指示等を行った区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立入を制限するなど、指示等の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、避難指示等を行った市町の長等が避難を指示等した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

県は、避難指示等を行った市町の長等が避難を指示等した区域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

(5) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所のモニタリングを実施するものとする。

このモニタリングにおいて、O I L 2 を超える空間放射線率が測定された場合には、県又は玄海町若しくは関係周辺市は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。

(6) 感染症の流行下での防護措置

玄海町及び周辺市は、感染症の流行下での災害時において、避難を行う必要があり、その避難に猶予がある場合、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。具体的には、避難元（一時集合場所等）、避難の過程（避難車両等）、避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者（疑いを含む）とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

ただし、災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。

5 要配慮者への配慮

避難指示等を行った市町は、避難誘導、指定避難所等での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や指定避難所等のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。

県は、避難指示等を行った市町が行う要配慮者に対する措置に協力する。

6 飲食物、生活必需品等の供給

避難指示等を行った市町は、指定避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。その際、避難所における食物アレルギーを有

する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。県は、避難指示等を行った市町から、指定避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

また、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

県及び市町は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

<p>第7節 医療活動等</p>	<p>国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課、防災航空センター）</p>
-------------------------	---

県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて医療活動を実施する。

なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める「原子力災害医療対応マニュアル」を基本に実施する。

1 組織等

(1) 緊急医療本部の設置

県は、災害対策本部内の保健医療調整本部に緊急医療本部を設置するとともに、国に対し専門家の派遣を要請する。

(2) 緊急医療本部の組織及び業務

緊急医療本部は、医務課・薬務課・健康福祉政策課・障害福祉課を中心とした健康福祉部及び男女参画・こども局の職員で組織する。その業務は、専門家からの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療調整官の指示に基づいて原子力災害医療活動を統括する。

緊急医療本部の業務は、被ばく医療、医療救護避難所の設置を含めた入院患者の避難、安定ヨウ素剤の服用、簡易除染を含めた避難退域時検査とする。

ア 被ばく医療

- (ア) 原子力災害医療協力機関である医療機関は、スクリーニングの結果、被ばくが認められない又は体表面の数値がO I L 4以下の傷病者又は患者及び除染の結果体表面の数値がO I L 4以下になった傷病者又は患者に対して必要な医療を提供するとともに、県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。

なお、スクリーニングの結果、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それら

の疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。)及び除染しても体表面の数値がO I L 4以下にならない被ばく傷病者等に関しては、県へ搬送手段を要請し、原子力災害拠点病院へ搬送する。

(イ) 原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、以下の診療を行う。

- ・全身の除染
- ・汚染創傷の治療
- ・汚染状況及び被ばく線量の測定
- ・局所被ばく患者、高線量被ばく患者等の治療

原子力災害拠点病院は、高度の専門性が要求されるため、必要に応じ、長崎大学等から派遣される原子力災害医療派遣チーム等の指導・助言を受けて行う。

また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、搬送機関と連携し、長崎大学等の高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。

(ウ) 高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応困難な高度専門的な診療及び支援等を行う。

イ 入院患者の避難

入院患者を抱える医療機関は、原子力災害が発生し、所在地域に対し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画及び県による避難先調整等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者を避難させる。

その際、搬送手段の確保等、必要に応じて、県に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、原子力災害医療調整官を中心に、県医師会等の関係機関と連携し、医療救護避難所を設置するとともに、入院患者の避難先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

なお、県は、入院患者の搬送先調整を行うに当たり、避難元となる医療機関の所在地域と当該地域の避難住民が避難する地域がなるべく同一となるよう努めるものとする。

(ア) P A Z内の医療機関は、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された災害拠点病院へ入院患者を避難させる。

(イ) U P Z内の医療機関は、入院患者のうち重篤な患者については、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された災害拠点病院へ入院患者を避難させる。

また、重篤な患者以外の患者については、県の指定する医療救護避難所に一旦避難させたのち、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された医療機関へ入院患者を避難させる。

【指定医療救護避難所】

- ・総合看護学院（佐賀市）
- ・S A G Aサンライズパーク（佐賀市）
- ・産業技術学院（多久市）

(ウ) 精神科の医療機関は、県による搬送先調整の結果を踏まえた避難先指示及びあらかじめ作成した避難計画に基づき、指定された医療機関へ入院患者を避難させる。

ウ 安定ヨウ素剤の配布及び服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果等について、住民へ日頃から周知徹底に努めるものとする。また、原子力規制委員会の判断に基づく国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合は、玄海町及び関係周辺市に対し、服用に当たっての注意を払ったうえで、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法を指示する。

玄海町及び関係周辺市は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合又は独自の判断により、あらかじめ定められた配布計画に基づいて安定ヨウ素剤を住民に速やかに配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保に努めるものとする。

- (ア) P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力規制委員会の判断に基づき国の原子力災害対策本部が地方公共団体を通じて指示を出すため、対象の住民等は、原則としてその指示に従い服用する。
- (イ) U P Zにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が地方公共団体を通じて指示を出すため、対象の住民等は、原則としてその指示に従い服用する。

エ 避難退域時検査

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力医療協力機関の支援のもと、住民等がU P Z外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたO I Lに基づく簡易除染（着替え、拭き取り）等を行うものとする。

なお、避難退域時検査場所は、あらかじめ指定している箇所のうち、避難等の対象となる住民の避難経路上又はその近隣の箇所に設けるものとする。

また、簡易除染によってもO I L 4を超える住民等は、搬送手段を確保し、除染が行える拠点病院等の機関で除染や必要な処置を行う。簡易除染によっても物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

【指定避難退域時検査場所】

- ・有田中央運動公園（有田町、国道 202 号）
- ・歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道 202 号）
- ・旧山内庁舎（武雄市、国道 35 号）
- ・白岩運動公園競技場（武雄市、国道 34 号）
- ・杵藤クリーンセンター（武雄市、国道 498 号）
- ・旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道 34 号）
- ・蟻尾山公園（鹿島市、国道 207 号）
- ・多久市陸上競技場（多久市、国道 203 号）
- ・佐賀県立森林公園（佐賀市、国道 207 号）
- ・佐賀市富士支所（佐賀市、国道 323 号）
- ・佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市、国道 263 号）
- ・基山総合公園（基山町、県道 17 号）

2 医療従事者の派遣要請等

県は、医療救護活動、避難退域時検査等の実施のため、必要と認める場合は、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院、市町立病院、県医師会、関係郡市医師会及び県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

3 原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送

県は、医療機関や消防機関等から被ばく患者の原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。必要に応じて県消防防災ヘリコプターにて搬送する。

4 玄海町、関係周辺市及びその他市町等の医療対策

玄海町、関係周辺市、その他市町、県医師会及び関係郡市医師会は、指定避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

<p>第 8 節 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等</p>	<p>玄海町、関係周辺市、その他市町、学校等、国立・私立の学校等の設置者等、病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者</p> <p>県（こども未来課、法務私学課、まなび課、スポーツ課、文化課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>
--	---

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ指定避難所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

なお、避難の実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ・ P A Z 内については、E A L に基づき、施設敷地緊急事態が発生した段階で施設敷地緊急事態

要避難者の避難等を行うとともに、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で、住民等の避難等を行うこととしている。

- ・UPZ内については、EALに基づき、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で屋内退避を行うとともに、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難等を行うこととしている。
- ・UPZ外についても、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を行うとともに、OILに基づき、避難等を行うこととしている。
- ・PAZ内や離島等において、避難の実施により健康リスクが高まる住民や船舶やヘリ等による避難が困難な住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策を講じた施設等に一時的に屋内退避を行うこととしている。

1 学校等

学校等は、生徒等の在校時に、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、学校等が所在する市町に対し、さらに、所管する教育委員会又は関係機関に対し、速やかにその旨連絡する。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいえ、県及び所在する市町に対し速やかにその旨連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、他の医療機関等に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいえ、県及び所在する市町に対し速やかにその旨連絡する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に施設の利用者等を避難させ、その他適切な措置を講じる。

<p>第9節 行政機関、学校等の退避</p>	<p>学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、その他防災関係機関 県（こども未来課、法務私学課、さが創生推進課、社会福祉課、産業政策課、農政企画課、県土企画課、教育振興課、学校教育課、教育総務課）</p>
-------------------------------	---

県及び避難指示等を行った市町は、庁舎や学校等の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先等へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。私立の学校等においても、同様に退避を実施する。

県及び避難指示等を行った市町は、行政機関や学校等の退避にあたり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎や学校等に置かれている場合は、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を佐賀土木事務所へ搬送するものとする。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

県及び避難指示等を行った市町は、あらかじめ定めた業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

なお、避難指示等を行った市町は、区域内の一部が避難指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する等、当該指示等を受けていない地域における行政サービスを維持するものとする。

<p>第10節 治安の確保及び火災の予防</p>	<p>国（海上保安部）、県警察、消防機関</p>
---------------------------------	--------------------------

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域について及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

消防機関は、関係機関と協力のうえ、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域内の海域及び周辺海域における治安の確保について、万全を期すものとする。

<p>第11節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市、その他市町、農協・漁協等の関係機関 県（報道課、広報広聴課、生活衛生課、農政企画課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、水産課、林業課）</p>
----------------------------------	--

国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を指示する。

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

また、県は、国の指示及び要請に基づき、放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示、要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等必要な措置をとるよう玄海町、関係周辺市及びその他市町に指示する。

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、国の指示、要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関するO I L※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg

ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
-----	---------	----------

- ※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下、「IAEA」という。）では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。 （出典：原子力災害対策指針 表3）

2 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、玄海町、関係周辺市及びその他市町に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に下記の措置をとることを指示するよう指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの上記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示する。

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、玄海町、関係周辺市及びその他市町の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3 飲料水、飲食物の供給

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に

応じて市町地域防災計画に基づいて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を玄海町、関係周辺市及びその他市町に指示した場合において、玄海町、関係周辺市及びその他市町から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、地域防災計画第2編風水害対策及び第3編震災対策に基づいて、玄海町、関係周辺市及びその他市町の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

<p>第12節 緊急輸送活動</p>	<p>国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路課、総務事務センター、防災航空センター）</p>
---------------------------	---

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送活動を行う。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、
 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 避難者、負傷者等

イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

ウ 緊急事態応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、県現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要な資機材

エ コンクリート屋内退避所、指定避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送活動の実施

県、玄海町、関係周辺市及び防災関係機関は、輸送の優先順位、輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

イ 輸送手段の確保

防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

玄海町及び関係周辺市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県に対して、その調達又

はあっせんを要請する。

玄海町及び関係周辺市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、あっせんに努める。

(ア) 車両

- a 県有車両の提供
- b 公益社団法人佐賀県トラック協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対して、車両の調達又はあっせんの要請（バス・タクシーについては、県バス・タクシー協会及び協会会員へ要請）
- c 九州運輸局佐賀運輸支局に対して、車両の確保を要請（輸送命令の措置も含む。）
- d 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- e 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

(イ) 船舶

- a 県有船舶の提供
- b 海上保安部に対して、協力を要請
- c 船舶業者、漁業協同組合、佐賀県旅客船協会、佐賀県水難救済会等に対して、協力を要請
- d 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

(ウ) 航空機（ヘリコプター）

- a 県消防防災ヘリコプターの出動
- b 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

ウ 合同対策協議会での応援要請

県、玄海町及び関係周辺市は、上記イによっても人員、車両等が不足するときは、合同対策協議会の場において、人員及び車両等の確保に関する支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送にかかる交通を確保するため、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して緊急交通路の指定その他の交通規制等を行う。交通規制の実施に当たっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

(2) 交通規制等による交通の確保

県警察は、現場の警察職員、関係機関等からの情報に加え、ITV（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会等において、相互に密接な連絡をとるものとする。

<p>第13節 救助・救急及び消火活動</p>	<p>国（消防庁、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課）</p>
--------------------------------	--

県、消防機関、海上保安部、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて救助・救急及び消火活動を実施する。

1 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動の実施

県警察、海上保安部及び消防機関は、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関との連携のもとに救助活動を行う。

消防機関は、傷病者が発生した場合は迅速に医療機関に搬送する。

(2) 応援の要請

消防機関は、災害の状況等から必要と認められる場合は、玄海町及び関係周辺市を通じて、県に緊急消防援助隊の応援要請、あるいは自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、救助・救急活動について応援要請があったとき、又は自ら災害の状況等から必要と認められるときは、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援を消防庁に、あるいは自衛隊に応援を要請するとともに、その結果を要請した玄海町及び関係周辺市に連絡する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

ア 災害の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う救助・救急活動の種別と人員

ウ 玄海町及び関係周辺市への進入経路及び集結（待機）場所

2 消火活動

(1) 消火活動の実施

原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

消防機関は、原子力施設又はその周辺における火災に対しては、原子力事業者と密接な連携を図り、自らの安全確保を図りながら消火活動を行うとともに、自らの消防力では対処できない場合は、玄海町を通じて県に緊急消防援助隊の応援要請、あるいは自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(2) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、応援要請を受けた場合又はその状況から当該消防機関では対処できないと認められる場合は、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援を消防庁に、あるいは自衛隊に応援を要請し、その結果を玄海町に連絡する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

ア 火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消火活動の種別と人員

ウ 玄海町への進入経路及び集結（待機）場所

<p>第14節 住民等への的確な情報伝達活動</p>	<p>国（原子力規制委員会、内閣府、海上保安部）、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、報道課、広報広聴課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>
-----------------------------------	---

県、玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他防災関係機関は、住民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、住民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する的確な情報提供が迅速かつ分かりやすく正確に行われるよう原子力規制委員会、内閣府、玄海町、関係周辺市及びその他市町との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への放送要請によるテレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の有効活用や、緊急速報メール及び防災ネットあんあんの活用により住民等への情報伝達を図る。

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 市町村防災行政無線
- イ 広報車
- ウ 船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）
- エ テレビ、ラジオの放送
- オ 携帯電話のメール（緊急速報メールサービス、防災ネットあんあん等）
- カ その他実情に即した方法（FAX、市町ホームページ、ツイッター等）

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図るものとする。

(2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。
- オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測

定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、その他市町は、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

イ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

(4) 広報内容の確認

県、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者は、合同対策協議会での協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。

また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

(5) 避難状況の把握への協力

県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

2 誤情報の拡散への対処

県、国、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

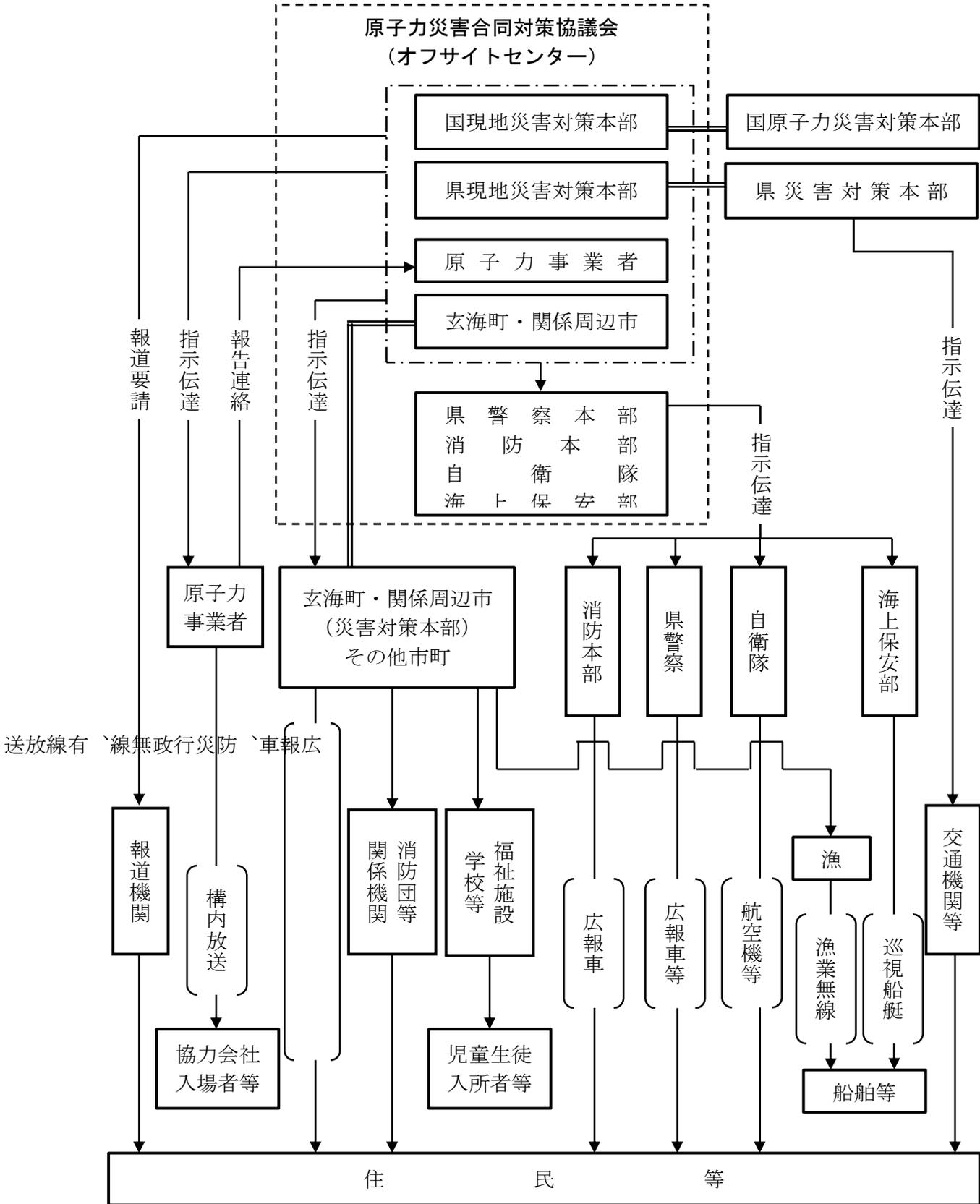
また、県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

(2) 県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努め

るものとする。

【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】



<p>第 15 節 文教対策計画</p>	<p>学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育総務課、保健体育課）</p>
----------------------	---

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県、玄海町、関係周辺市及びその他市町に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、玄海町、関係周辺市及びその他市町に対し連絡する。連絡を受けた玄海町、関係周辺市及びその他市町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2) 応急復旧

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3 応急教育の実施

学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

- 第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校
- 第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
- 第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設
- 第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

- ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- イ 教職員を動員し、授業再開に努める。
- ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

- (ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であるか否かを問わず、教科書名、被害冊数等を市町の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。
また、このことを文部科学省に対し、報告する。

- (イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

(ア) 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ウ) 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市町、国立、私立の学校等の設

置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、県、市町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

4 被災生徒等への支援

(1) 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

(2) 育英資金貸付金

県は原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

5 指定避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

指定避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

<p>第 16 節 核燃料物質等の事業 所外運搬中の事故に 対する迅速かつ円滑 な応急対策</p>	<p>国（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、海上保安部）、 県警察、市町、消防機関、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、関係 各課）</p>
--	---

1 原子力事業者等

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関、海上保安部など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 県及び市町

県及び事故発生場所を所管する市町は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じる。

3 県警察

事故を認知した最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

<p>第 17 節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p>	<p>県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>
--	--

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、原子力災害発生時・発生後の各段階に応じた前章までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

原子力災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

原子力災害対策に係る県災対本部の応急対策の着手時期



全面緊急事態
段階（緊急事態
宣言発出後）

【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】

- ・ 合同対策協議会の設置・職員のパ遣
- ・ 情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整
- ・ 原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請
- ・ P A Z 内への避難指示、U P Z 内への屋内退避指示等
- ・ 防災資機材の装備
- ・ 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

O I L に基づく
避難指示等が
出された場合
(大量の放射性
物質が放出さ
れた場合)

【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】

- ・ O I L に基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む）
- ・ 避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施
- ・ 避難者への飲食物、生活必需品等の供給
- ・ 原子力災害医療活動（緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示、避難退域時検査）
- ・ 緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保
- ・ O I L に基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査
- ・ 風評被害に対する相談窓口の設置
- ・ 治安の維持
- ・ 災害救助法の適用
- ・ 除染、廃棄物処理 など

大量の放射性物
質放出が
長期に及んだ
場合

【被災者の生活再建に向けた対策の時期】

- ・ 警戒区域の設定
- ・ 応急教育の実施、教育の再開
- ・ 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保
- ・ 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生
- ・ 風評被害対策
- ・ 家畜対策
- ・ 義援物資・義援金の受入
- ・ 健康管理対策
- ・ 除染、廃棄物処理 など

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関
 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）

県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

国、玄海町、関係周辺市、その他市町
 県（危機管理防災課、関係各課）

避難指示等を行った市町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

県は、玄海町及び関係周辺市が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 職員の派遣要請

国、玄海町、関係周辺市
 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、関係各課）

知事、玄海町長及び関係周辺市長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

知事、玄海町長及び関係周辺市長は、災害復旧対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求めるものとする。

<p>第5節 放射性物質による環境汚染への対処</p>	<p>国、避難計画策定市町、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関、県民 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>
------------------------------------	---

県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関及び県民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、玄海町、関係周辺市及びその他市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、玄海町、関係周辺市及びその他市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

県、玄海町、関係周辺市、その他市町、その他防災関係機関及び県民は、避難指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

<p>第6節 放射性物質の付着した廃棄物の処理</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、循環型社会推進課、関係各課）</p>
------------------------------------	--

県、国、玄海町、関係周辺市及びその他市町並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出

荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

<p>第7節 各種制限措置の解除</p>	<p>国、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、その他防災関係機関、農協、漁協、森林組合、市場等の関係機関 県（生活衛生課、農政企画課、農業経営課、園芸農産課、畜産課、水産課、林業課）</p>
-----------------------------	---

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を玄海町、関係周辺市、その他市町及び防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

<p>第8節 復旧に向けた環境放射線モニタリング</p>	<p>国、原子力事業者、玄海町、関係周辺市、その他市町 県（原子力安全対策課、環境センター）</p>
-------------------------------------	--

国、県、玄海町、関係周辺市、その他市町及び原子力事業者は、環境放射線モニタリングにより、放射線量及び放射線物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

<p>第9節 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、産業政策課、観光課、水産課、各部(局)等連絡員所属部署、関係各課）</p>
---	--

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 災害地域住民の登録

県は、玄海町及び関係周辺市が避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとられた措置を、あらかじめ定められた様式で登録することに協力する。

玄海町及び関係周辺市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、指定避難所等においてとられた措置について登録を行う。

2 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

3 災害対策措置状況の記録

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

4 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

<p>第10節 風評被害等の影響の軽減</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市、その他市町 県（報道課、広報広聴課、<u>多文化共生さが推進課</u>、産業政策課、観光課、流通・貿易課）</p>
--------------------------------	---

国、県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

<p>第11節 被災中小企業等に対する支援</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市、その他市町 県（産業政策課、生産者支援課）</p>
----------------------------------	---

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

県は、国、玄海町、関係周辺市及びその他市町と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

<p>第12節 心身の健康相談活動</p>	<p>国、玄海町、関係周辺市、その他市町、県医師会、関係郡市医師会 県（健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、障害福祉課）</p>
------------------------------	---

県、国、玄海町、関係周辺市、その他市町、県医師会及び関係郡市医師会は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、国、玄海町、関係周辺市、その他市町及び防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

<p>第13節 物価の監視</p>	<p>国 県（くらしの安全安心課）</p>
--------------------------	--

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第5章 複合災害対策

第1節 総則

第1 計画の目的

本章は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第2節 災害予防対策計画

各編の災害予防対策の定めるところによる。

ただし、各編の予防対策の実施に当たっては、以下の事項も踏まえ、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体等との連携・協力関係の整備・充実等）に努めるものとする。

第1 組織体制等の整備

- 1 県は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することに配慮するものとする。
- 2 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、地震や津波と原子力災害の複合災害における情報伝達体制を整備するものとする。

第3節 災害応急対策計画

各編の災害応急対策の定めるところによる。

ただし、複合災害時には、各編の災害応急対策の実施に当たり以下の点に留意するものとする。

第1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、県、市町その他の防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール表に記載されている対策について、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に県、市町その他の防災関係機関は情報収集及び情報共有に努めるものとする。

第2 活動体制

各防災関係機関は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

1 県の活動体制

(1) 方針

県は、複合災害時には、災害対策本部を設置する。

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

(2) 設置基準

各編の災害対策本部設置基準に該当する場合又は住民の安全確保等のために知事が必要と認めた場合は、本庁新館「佐賀県危機管理センター」に知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、副知事（防災監）を本部長とする現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部については、オフサイトセンターの被災状況等に応じて、オフサイトセンターの場所を県庁本庁舎または長崎県庁に設置するよう国・関係機関と調整を行い、設置する。

なお、知事が不在の場合には、副知事（防災監以外）、副知事（防災監）、危機管理・報道局長の順に指揮を執り、指揮系統を確立する。

(3) 廃止基準

災害対策本部の廃止基準は、災害ごとに各編の定めるところによる。ただし、住民の安全確保等のために知事が必要と認めた場合は、この限りではない。

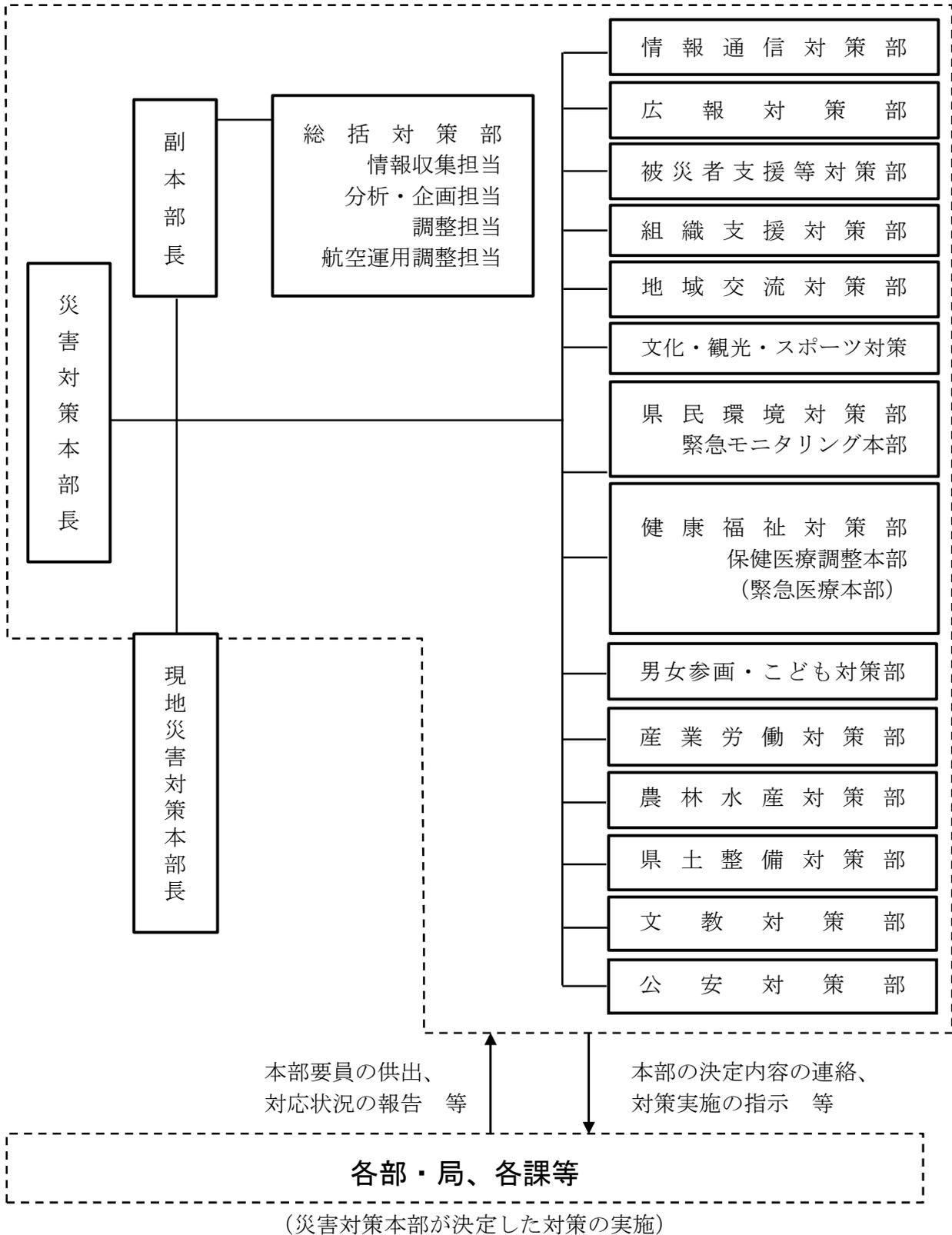
(4) 災害対策本部の組織、配備体制等

災害対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。

【災害対策本部の組織、対策の検討・実施体制】

災 害 対 策 本 部

(災害対応として取り組む方針や方向性の決定、実施部門(平時組織)へのミッションの付与 等)



(災害対策本部の配備体制、所掌事務)

※「対策部長の担当事務」:「◇」の者は、対策部長の担当事務のうち「左の主な内容」に掲げるものについてのとりまとめ等を行う。

※「関係(対応)課等」:各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。

※各対策部長の担当事務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担当事務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等
総括対策部 ●副知事	災害対策の総括 ◇危機管理・報道局長 ◇県民環境部副部長 ※総括対策部に、各対策部から、原則として副部長級職員1名及び課長級職員1名、その他職員1名を配置。(所属は総括対策部とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること(情報収集関係) ・災害・被害状況の把握に関すること ・市町や関係機関への情報提供、国への報告に関すること(分析・企画関係) ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること ・退避の指示、警戒区域の設定に関すること ・従事命令の発動に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・孤立地域対策に関すること(調整関係) ・市町との連絡・全体調整に関すること(行政機能の移転及び業務支援の調整に関することを含む) ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣要請、受入に関すること ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の受入・調整に関すること ・国、他県等関係機関への応援要請・専門家等の派遣要請・活動調整に関すること(広域避難の調整含む) ・防災関係機関、企業及び県民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること ・国等関係機関への陳情等に関すること ・視察・調査の対応、応接に関すること ・被災地の慰問、激励等への対応に関すること 	<p><u>さが政策推進チーム</u></p> <p>危機管理防災課 原子力安全対策課 ほか</p> <p>※長期的対応が必要な場合等はパーマネントスタッフによる補充も行う</p>

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・航空運用調整に関すること (原子力施設関係) ・原子力施設との連絡に関すること ・原子力施設の状況把握に関すること ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関する こと ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関する こと 	
<p>情報通信 対策部</p> <p>●総務部長</p>	<p>情報通信手段 の確保等</p> <p>◇行政デジタル 推進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁ポータル及び職員ポータルの維持・復旧に関 すること ・被災市町のICTに係る助言に関すること ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・ 整備に関すること（代替通信手段の確保含む） ・重要システムの非常用電源の確保に関すること ・現地機関の移転先における情報通信環境の整備の 支援に関すること ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関すること ・災害対策本部の設備に関すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く）及び電 話回線の確保に関すること ・代替オフサイトセンターの臨時電話等の設置に関 すること 	<p>行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課</p>
<p>広報対策部</p> <p>●危機管理・ 報道局長</p>	<p>県民等への情 報発信、報道 対応等</p> <p>◇報道課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページによる事故情報・災害情報等の提 供に関すること ・報道機関を通じた県民への情報提供に関すること ・県本部の広報に関すること ・報道機関との連絡及び相互協力に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に 関すること ・地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する こと ・生活関連情報の提供に関すること ・報道機関からの照会への対応に関すること ・各種支援策に係る住民への周知に関すること ・海外に対する災害・被災状況、支援内容（物資の 種類や提供方法等）等の情報発信に関すること ・海外からの支援等の問合せに関すること ・国対策本部との報道発表内容の調整に関すること ・誤情報拡散防止への対応 ・放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に 関すること（出荷制限・摂取制限に係る注意喚起 等を含む。） 	<p>広報広聴課 報道課</p> <p><u>国際政策グループ</u></p>

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害に対応する広報の実施に関する事 ・上記広報対策部の活動に際し収集した資料の整理 ・記録に関する事 	
被災者支援 等対策部 ●政策部長	被災者等の相談対応（24時間対応を基本） ◇広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの要望の受付に関する事 ・被災者等からの相談に係る担当調整、とりまとめに関する事 ・放射線等に係る相談、問合せの対応に関する事 	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集
	被災者支援に関する事 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金に関する事 ・被災者生活再建支援法の適用に関する事 ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 ・他都道府県等からの災害見舞金に関する事 	危機管理防災課 社会福祉課 ほか
	県議会対策等 ◇政策調整監	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会との連絡調整に関する事 ・政策部の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	<u>さが政策推進チーム</u>
	ライフライン情報の収集・提供 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、通信、放送施設）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、関係機関への伝達に関する事 	行政デジタル推進課 生活衛生課 <u>産業グリーン化推進グループ</u> 下水道課 ほか
	災害救助法 ◇政策部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に関する事 	<u>さが政策推進チーム</u> 危機管理防災課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（法務私学課、社会福祉課、医務課、生活衛生課、産業政策課、建築住宅課、学校教育課 ほか）
	本部長秘書 ◇秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長の秘書に関する事 ・視察者等の応接に関する事（本部長の対応に係る分） 	秘書課
組織支援 対策部 ●総務部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇法務私学課長	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部関係の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	法務私学課
	対応要員確保、外部支援職員の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策要員の動員、調整に関する事 ・災害対策要員の健康管理に関する事 ・災害対策要員の軽食等の準備に関する事 	人事課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事 ・国、他県等からの応援職員の身分取扱い及び宿舍確保に関する全体調整 	
	庁内応援要員の確保・調整 ◇人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応援チーム（各種委員会事務局のほか各部内及び現地機関で特に役割の割り当てのない所属の職員を登録）を災害規模や業務状況に応じて各対策部に要員を割り当て 	人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか災害対応業務を持たない本庁内の課・室及び災害対応可能な職員）
	災害対策本部の予算 ◇財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策費の予備費充用及び予算措置に関する事 	財政課
	県有資産の管理・活用 ◇資産活用課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎、総合庁舎、宿舍の被害調査及び災害対策に関する事 ・本部業務に必要な場所の確保に関する事 ・現地機関の機能移転に係る支援に関する事 ・自衛隊等の応援機関の受け入れにあたって、県有資産における候補箇所の調査に関する事 	資産活用課 総合庁舎以外の単独庁舎の所管部署
	災害対策本部の運営支援 ◇総務事務センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務（車両、非常用電源）の燃料の確保に関する事 ・災害対策用自動車の調達及び配車に関する事 ・災害対策関係物品の調達及び出納に関する事 ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に関する事 	総務事務センター
	税務関係 ◇税政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による県税の減免等に関する事 ・被災市町の税政の調査及び助言に関する事 	税政課
	市町の行財政支援 ◇市町支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町の行財政の調査及び助言に関する事 ・被災市町の応急対策資金のあっせんに関する事 ・市町支援のために必要な情報収集業務に関する事 ・市町への応援職員の派遣の窓口・調整業務に関する事 	市町支援課
地域交流 対策部 ●地域交流 部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇さが創生推	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内（文化・観光・スポーツ対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	さが創生推進課

対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係（対応）課等
	進課長		
	交通・輸送に係る全体調整等 ◇交通政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送、交通手段の確保等対策の全体調整に関する事 	交通政策課 ※避難行動要支援者の避難について、特殊な福祉関係車両の調整・確保は健康福祉対策部が、自衛隊車両の調整・確保は総括対策部が実施
	運輸関係及び緊急ヘリポート対策 ◇地域交流部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・空港関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・新幹線施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 ・定期バス及び離島航路に関する事 ・臨時ヘリポートの確保に関する事 ・緊急輸送における空港の使用に関する事 ・緊急輸送（鉄道）に関する事 	空港課 交通政策課 港湾課
	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関する事 ・港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関する事 ・緊急輸送における港湾の使用に関する事 ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 	港湾課 水産課
	船舶対策 ◇水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送（漁船）に関する事 	水産課
	車両対策 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送（バス、トラック）に関する事 	産業政策課
	外国人対策 ◇ <u>多文化共生さが推進課長</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内在住外国人の被害調査及び支援に関する事 	<u>多文化共生さが推進課</u>
文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長（正）	社会教育施設（博物館）、文化財対策 ◇文化課長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設（博物館に限る。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・社会教育施設（博物館に限る。）の来場者の避難に関する事 ・文化財等の被害調査及び災害対策に関する事 	文化課
●SAGA2024・SSP 推進	観光、一時滞在者対策 ◇観光課長	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 	観光課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
局長（副）		・帰宅困難者対策に関する事	
	スポーツ対策 ◇スポーツ課 長	・スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・スポーツ施設の来場者の避難に関する事・体育施設の来場者の避難に関する事	SAGA スポーツピラミッド推進グループ スポーツ課 SAGA サンライズパーク整備推進課
県民環境 対策部 ●県民環境 部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇県民協働課 長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事	県民協働課
	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	・緊急時モニタリングの実施計画に関する事 ・緊急時モニタリングの実施に関する事 ・緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関する事 ・モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関する事	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣
	放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部 副部長	・放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関する事 ・放射性物質の付着した廃棄物の処分に関する事 ・稲わら・飼料の流通に関する事 ・森林の放射性物質による汚染対策に関する事 ・林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関する事 ・汚染された上下水道汚泥の対策に関する事 ・農地の放射性物質による汚染対策に関する事 ・住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関する事 ・その他の放射性物質による汚染対策に関する事	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課 森林整備課 ほか
	ボランティア ◇県民協働課 長	・ボランティア活動の総合調整に関する事 ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの運営支援に関する事	県民協働課
	物価の監視 ◇くらしの安全安心課長	・物価の監視及び生活物資の安定供給に関する事	くらしの安全安心課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	自然公園対策、公害防止対策 ◇ <u>有明海再生・環境課長</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園関係施設の被害調査及び災害対策に関すること ・公害防止施設の被害調査及び災害対策に関すること 	<u>有明海再生・環境課</u>
	廃棄物処理対策 ◇循環型社会推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の被害調査及び廃棄物処理対策への支援に関すること ・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること ・ごみ処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関すること 	循環型社会推進課 ほか
	生涯学習・社会教育施設対策 ◇まなび課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の被害調査及び災害対策に関すること ・生涯学習・社会教育施設（博物館を除く。）の来場者の避難に関すること ・災害活動に応援する婦人会、青年団等との連絡調整に関すること ・公民館に避難所を開設することについての協力に関すること 	まなび課
健康福祉対策部 ●健康福祉部長（正）	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内（男女参画・こども対策部を含む。）の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	健康福祉政策課
●男女参画・こども局長（副）	<u>保健医療福祉活動の総合調整</u> ◇ <u>医療統括監</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること</u> ・<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること</u> ・<u>被ばく医療に関すること</u> ・<u>入院患者の避難に関すること</u> ・<u>住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること</u> ・<u>住民の健康管理に関すること</u> ・<u>被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること</u> ・<u>安定ヨウ素剤の服用に関すること</u> 	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課
	要配慮者対策 ◇健康福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、幼稚園、認定こども園、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・避難行動要支援者の避難に係る各種調整に関すること 	法務私学課 健康福祉政策課 医務課 社会福祉課 長寿社会課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の援護に関する事 ・被災したこどもに対する福祉サービスに関する事 ・被災高齢者に対する福祉サービスに関する事 ・被災障害者に対する福祉サービスに関する事 ・手話通訳の派遣、点字資料の作成に関する事 ・その他の要配慮者対策に関する事 	障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課
	避難所対策 ◇社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置、運営に関する事 ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成及び避難所への派遣等に関する事 	社会福祉課 ほか
	医療対策 ◇医務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療活動チームの編成及び派遣並びに被災者の救護に関する事 ・患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関する事 ・被災者の救護（助産を含む。）に関する事 ・国への医療従事者（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の派遣要請に関する事 ・団体（医師会、国立病院機構（NHO）等）への医療従事者の派遣要請に関する事 ・医療機関への医療活動情報の提供に関する事 ・ドクターヘリの運航に関する事 ・医薬品等の供給に関する事 	医務課 薬務課
	精神医療対策 ◇障害福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣並びに被災者等のメンタルヘルスケアに関する事 ・他都道府県、国への災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請に関する事 	障害福祉課
	健康対策 ◇健康福祉政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康管理に関する事 ・各種栄養相談及び指導の実施に関する事 	健康福祉政策課
	薬務、医療資機材対策 ◇薬務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保及び供給に関する事 ・医療資機材の需給状況の把握及び供給の調整に関する事 	薬務課
	衛生対策 ◇健康福祉部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・水道、生活衛生施設の被害調査及び災害対策に関する事 ・水質検査の実施に係る関係団体との調整に関する事 ・水源の取水停止の指示に関する事 ・飲料水の摂取制限の指示に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する店頭調査に関する事 ・食品衛生に関する事 	循環型社会推進課 <u>有明海再生・環境課</u> 生活衛生課 医務課 流通・貿易課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置に係る関係団体との調整に関する事 ・し尿処理に係る市町広域対応の調整及び国、関係団体への応援要請に関する事 ・避難に伴う家庭動物対策に関する事 ・遺体の一時安置場所、棺、ドライアイス等の確保に関する事 ・死体の処理（死体の洗浄・縫合・消毒等、一次保存、検案）に関する事 ・遺体安置所への搬送、埋葬に関する事（広域処理に係る調整を含む。） 	水産課 林業課
	こども、妊産婦等対策 ◇男女参画・こども局副局長	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関する事 	こども未来課 こども家庭課
	男女共同参画 ◇男女参画・女性の活躍推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を踏まえた対策の総合調整に関する事 	男女参画・女性の活躍推進課
産業労働対策部 ●産業労働部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 	産業政策課
	支援物資対策 ◇産業労働部副部長	(物流関係) <ul style="list-style-type: none"> ・物資全般の状況把握、調整に関する事 ・物資の受入・配送システムに係る事業者との調整に関する事 ・物資全般の配送に係る市町の支援に関する事 ・物資の集積場所、輸送中継基地の確保に関する事 (物資関係) <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の供給に関する事 ・食料及び飲料水（ボトル飲料）の確保に関する事 ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関する事 ・市町からの応援要請の受付、把握に関する事 ・県備蓄物資の供給に関する事 ・協定締結団体等への要請に関する事 ・国、他都道府県、団体との調整に関する事 	報道課 社会福祉課 生活衛生課 産業政策課 流通・貿易課 農政企画課 ほか

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・受入品の決定に関する事 ・ニーズの報道提供に関する事 ・自衛隊、日本赤十字社等へ炊出しの要請に関する事 	
	工業施設対策 ◇企業立地課長	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の被害調査及び災害対策に関する事 	企業立地課
	雇用・労働者対策 ◇産業人材課長	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の確保・被災者の職業あっせんに関し、佐賀労働局との連絡調整に関する事 ・その他労働対策に関する事 	産業人材課
	流通対策 ◇流通・貿易課長	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場の被害調査及び災害対策に関する事 ・貿易、流通業者の被害調査及び災害対策に関する事 	流通・貿易課 産業政策課
	商工業対策 ◇産業政策課長・企業立地課長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害に係る情報収集に関する事 ・商工業者の災害融資あっせんに関する事 	産業政策課 企業立地課
農林水産 対策部 ●農林水産 部長	対策部内の被害とりまとめ及び応急対策の連絡調整 ◇農政企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・農林水産関係団体との連絡調整に関する事 ・緊急モニタリングへの協力に関する事 	農政企画課
	風評被害対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業製品、観光業に係る風評被害に関する事 ・農林水産物に係る風評被害に関する事 ・残留放射線量等に係る証明書の発行に関する事 	流通・貿易課 産業政策課 観光課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか
	作付・出荷制限等対策 ◇農林水産部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・作付制限に関する事 ・農林水産物等（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関する事 ・出荷制限農林水産物に関する県民への注意喚起に関する事 	農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 ほか
	農業者対策 ◇生産者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等の共同利用施設の災害対策に関する事 ・被災農林漁業者に対する農林漁業金融、共済及び漁船保険に関する事 ・直売所への出荷停止などの情報連絡に関する事 	生産者支援課
	水田等対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、麦、大豆の被害の被害調査及び災害対策に 	園芸農産課

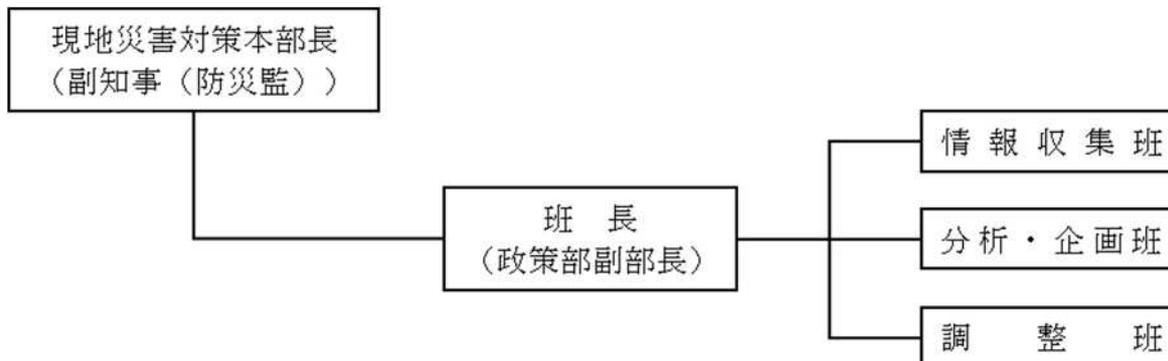
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	◇園芸農産課 長	関すること	
	園芸対策 ◇園芸農産課 長	・園芸作物の被害調査及び災害対策に関すること	園芸農産課
	畜産対策 ◇畜産課長	・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること ・家畜の避難・処分等に関すること ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること	畜産課
	水産業対策 ◇水産課長	・水産物等の被害調査及び災害対策に関すること	水産課
	林業対策 ◇林業課長	・林業関係の被害調査及び災害対策に関すること ・災害対策用木材、薪炭の確保に関すること	林業課
	農地、農業用 施設対策 ◇農林水産部 副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	農地整備課 農山村課
	治山、林業用 施設対策 ◇森林整備課 長	・治山、林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	森林整備課
県土整備 対策部 ●県土整備 部長	対策部内の被 害とりまとめ 及び応急対策 の連絡調整 ◇県土企画課 長	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の 連絡調整に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域のとりまとめに関 すること	県土企画課
	建設業、建築 資機材等対策 ◇建設・技術 課長	・建設業者の確保に関すること ・災害対策の技術指導に関すること ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関すること	建設・技術課
	都市計画対策 ◇まちづくり 課長	・都市施設の被害調査及び災害対策に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管 理に関すること ・被災宅地の危険度判定に関すること ・復興都市計画に関すること	まちづくり課
	下水道対策 ◇下水道課長	・下水道等施設（公共下水道、都市下水路、農業集 落排水、漁業集落排水、浄化槽）の被害調査及び 災害対策に関すること	下水道課
	住宅対策 ◇県土整備部 副部長	・公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ・危険個所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管 理に関すること ・被災住宅の応急修理等に関すること	産業人材課 土地利活用課 建築住宅課 資産活用課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去に関する事 ・応急仮設住宅の設置に関する事 ・住家被害調査に係る支援に関する事 ・被災者に対する住宅資金の融資に関する事 ・応急仮設住宅の土地の確保に関する事 ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関する事 ・被災者への公営住宅の提供及び県内調整に関する事 ・被災者への職員宿舎の提供及びそれに係る財産管理者間の調整に関する事 ・職員宿舎の被災者への提供に関する事及び職員宿舎の提供に係る財産管理者間の調整に関する事 ・被災者への国の宿舎、雇用促進住宅等の提供の調整に関する事 ・他都道府県との住家提供の調整に関する事 	教育総務課 ほか
	河川砂防対策 ◇河川砂防課長	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、海岸（港湾海岸、漁港海岸を除く。）、ダム、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関する事 ・ぼた山の被害調査及び災害対策に関する事 ・採石場の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 ・水防活動の総括に関する事 ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関する事 ・ボランティア(砂防ボランティア)に関する事 	河川砂防課
	道路対策 ◇道路課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関する事 ・危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関する事 ・災害対策用機材、復旧用資材の調達に関する事 ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・迂回路の選定及び選定指示に関する事 ・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事 	道路課
文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総括監	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 ・学校の生徒等の避難の総合調整に関する事 ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関する事 ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関する事 	法務私学課 教育総務課 (避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
	生徒等の安全 確保 ◇学校教育課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関すること 	学校教育課
	学校施設復旧 対策 ◇教育総務課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設の被害調査に関すること ・県立学校施設の応急復旧及び応急教育の実施場所の確保に関すること 	教育総務課
	応急教育の実 施 ◇学校教育課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間、授業方法等）に関すること ・教職員の確保・調整に関すること ・被災生徒等の把握及び心のケアに関すること ・生徒指導・就学指導に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関する こと ・学校施設内の保健衛生の確保に関すること ・学校給食に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関する こと ・授業料等の減免、育英資金の貸付に関すること 	教育総務課 教職員課 学校教育課 保健体育課
	特別支援学校 対策 ◇教育振興課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒等の避難その他の対策に関する こと ・特別支援学校の応急教育の実施に関すること 	教育振興課
	私立学校対策 ◇法務私学課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校（私立中・高校、専修学校、各種学校） に対する災害情報の伝達及び臨時休校等の措置状 況の把握に関すること ・私立学校施設の被害調査及び災害対策に係る指導 に関すること ・私立学校の応急教育に係る指導に関すること 	法務私学課
	対策部内の支 援（その他の 課等） ◇教育総務課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の応援に関すること <p>※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応 援を基本</p>	教育総務課
	公安対策部 ●県警本部 長	公安対策 ◇警備第二課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・公安対策部の運営及び治安対策に関すること ・災害交通規制に関すること ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること ・警察災害派遣隊の活動支援に関すること ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に関する こと ・立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制等に 関すること

対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
		・住民等への情報伝達に関すること	

【現地災害対策本部の組織】



※自然災害の状況等に応じて、本部長の判断で適宜必要な班を設置することができる。

(現地災害対策本部の配備体制、所掌事務)

対策班 班長	班長の 担当事務	左の主な内容	関係（対応）課等
●政策部 副部長	災害対策の総 括	(情報収集班) ・被害状況の把握及び災害応急対策に係る情報 収集に関すること (分析・企画班) ・現地災害対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害合同対策協議会に関すること (調整班) ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・国の現地災害対策本部との連絡調整に関する こと ・オフサイトセンター機能班との連絡調整に関 すること ・原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者 との連絡調整に関すること ・他班の所掌に属さない事業者・施設等との連 絡調整に関すること	危機管理防災課 原子力安全対策課 各部主管課 上場営農センター 北部家畜保健衛生所 玄海水産振興センター 唐津農林事務所 伊万里農林事務所 唐津土木事務所 伊万里土木事務所 唐津県税事務所 教育総務課 西部教育事務所 (北部支所) 警備第二課

(5) 職員の体制

総括対策部等の業務が集中することが予想される対策部については、パーマネントスタッフ（防災業務経験者の登録）を活用する他、配備要員の基準には含まれていない各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員等の応援要員を活用し、本部対策要員の充足を図る。

2 市町の活動体制

玄海町、関係周辺市及びその他市町は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

なお、市町地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めることとし、これに従い的確な活動体制を構築する。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

第3 応急対策活動に係る留意点

1 情報の収集

複合災害時には、県は災害対策本部又はオフサイトセンターにおいて、ライフライン事業者からのライフラインの被災状況や道路管理者、県、玄海町、関係周辺市、その他市町等からの避難経路や避難施設に係る自然災害による被災情報を早急かつ適確に把握・提供するとともに、これを市町及びその他の防災関係機関で共有を図るものとする。

2 住民への情報提供、相談体制に係る留意点

県並びに玄海町、関係周辺市及びその他市町は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するとともに、広報媒体や回数を増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

3 避難等の防災活動

県、玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できる場合は、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保する。また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行う。

その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行うものとする。

その際、玄海町及び関係周辺市は、自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定される場合は、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。また、家屋の倒壊等により、屋内退避が実施できない場合は、屋内退避実施可能な近隣避難所へ退避する旨の情報伝達を行うものとする。

県、玄海町及び関係周辺市は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県が玄海町、関係周辺市、その他市町及びその他の防災関係機関等から収集した避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る指定避難所としての使用状況に基づき、

玄海町及び関係周辺市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。

4 防災設備・機材の損壊時に対応に係る留意点

(1) 緊急時モニタリング体制

自然災害により固定型モニタリングポストが被災した場合、可搬型モニタリング機器等の代替測定機器の設置や修理等、必要な対応を取るものとする。

国は、道路の被災状況や要員の参集状況等を勘定して緊急時モニタリング実施計画を作成し、緊急時モニタリングを行うものとする。

また、資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、関係道府県等の応援を受け、その体制の確保を図るものとする。

(2) その他の医療・救助・救急・消火活動体制

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、市町は県内市町を始めとした相互及び関係団体等との協力により、県は九州地方知事会、関西広域連合等の応援及び関係団体等との協力により、その体制の確保を図るものとする。

5 緊急輸送活動

県並びに玄海町、関係周辺市及びその他市町は、1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替輸送路を速やかに確保する。また県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を速やかに行う。

第4 災害廃棄物の広域処理に係る留意点

大規模な複合災害に伴う災害廃棄物の処理にあたっては、安全かつ迅速な処理を行い、また、他都道府県又は他市町村に受入を要請する必要があることに鑑み、本県内の仮置場において放射能濃度の測定を行うものとする。

第4節 復旧対策

各編の復旧対策の定めるところによる。